

第2回阿蘇市議会会議録

1. 令和3年6月4日 午前10時00分 招集
2. 令和3年6月18日 午前10時00分 開議
3. 令和3年6月18日 午後2時29分 閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
11 番	市原正	12 番	森元秀一
13 番	大倉幸也	14 番	田中弘子
15 番	五嶋義行	16 番	藏原博敏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	河崎徳雄	20 番	湯浅正司

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	坂梨光一	総務部長(選管事務局長)	高木洋
市民部長(福祉事務所長)	宮崎隆	経済部長	阿部節生
土木部長(水道局長)	藤田浩司	教育部長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	井野孝文	総務課長	村山健一
福祉課長	松岡幸治	農政課長	佐伯寛文
建設課長	中本知己	財政課長	廣瀬和英
教育課長	藤井栄治	政策防災課長	山本繁樹
ほけん課長	山中昭人	観光課長	秦美保子
住環境課長	加藤勇二郎	人権啓発課長	市原吉治
市民課長	森永智保	まちづくり課長	荒木仁
税務課長	市原修二	内牧支所長	加来隆浩

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	本山英二	議会事務局次長	市原多喜男
--------	------	---------	-------

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

日程第2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

10. 追加議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 提案理由の説明

日程第2 議案第50号 阿蘇市個人情報保護条例等の一部改正について

日程第3 議案第51号 令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第4号）について

午前10時00分 開議

1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

ただ今の出席議員は20名であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（湯浅正司君） 日程第1「一般質問」を行います。

昨日も申し上げましたが、一般質問の所要時間が45分と定められております。したがって、質問者の議員におかれましては簡潔な質問と、執行部におかれましては的確な答弁をお願いし、議会の運営に御協力をお願いしたいと思います。

これより順次一般質問を許します。

13番議員、大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） おはようございます。13番、大倉幸也でございます。2日目の一番バッターとして質問をただ今からいたします。よろしくお願いいたします。

まず、通告に従いまして、1番から2番、順を追って質問をさせていただきます。

昨日から一般質問において、河崎議員を入れて4名の方ですか、この畜産クラスターの裁

判についての質問がありました。内容については、皆さん言い尽くしたところがあるのではないかと思っております。裁判中の状況などをお聞きしたいと思っております。

5月19日の結審まで、私は、3回、熊本地方裁判所まで傍聴に伺いました。そして、また裁判中の状況などをいろいろ勉強させていただきました。ほかの議員さんも数名傍聴に来られており、阿蘇市からは証言者の和田副市長、それから関係各部課長が数名出席されておりました。それに、傍聴には甲誠牧場の社長、専務の方、それからクラスター協議会の証言者とかJAの組合長とかが来ておられて、傍聴があっておりました。

傍聴する中で私がおの審理内容を見たり聞いたりいろいろ感じたことを言いますと、まずなかなかこれは勝ち目がないなと肌で感じました。それは、傍聴に行っておられた方はみんなそういうふう感じられたと思います。そんな中で、甲誠牧場側の弁護士は1人、阿蘇市は2人で裁判が行われておりました。甲誠牧場の弁護士の猛烈な追求、かなり激しく追求されておりました。そんな中で、和田副市長は、昨日の議会答弁みたいな感じであればよかったかと思えますけれども、私の感じではなかなか声もあまり出ていなくて、分が悪いなど、そういうふう思いました。その内容を市に持ち帰って報告されたと思えますけれども、どう報告をされたか、和田副市長にお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） おはようございます。ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

今の、いわゆる証人喚問のときの感想かと思えます。議員は非常に分が悪く感じたということでございましたけれども、私どもは帰ってから市長にも報告しましたけれども、その段階で非常に分が悪いとかいう判断は私自身もしていませんで、述べることは述べた、ただ向こうからいろんな質問があったということは報告させていただいております。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） 私は傍聴で見ていただけですけど、和田副市長は証言台に立っていろいろ証言されておりました。その感じとしては、私がそういうふう思ったわけがあります。ですから、市に帰って、ただ質問して、いろいろ向こうからも質問があった。それだけではなくて、その状況ですね、どういうふうなこれから状況になるかとか、どういうふうに進んでいくかと、それは感じられたと思います。そういうところはちゃんと報告されたか。繰り返しになりますけれども、よろしくお願ひします。

○議長（湯浅正司君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） 証言の内容については、例えば協議会の方が相手方の証人として出られて、証言の内容ですね、例えば、「ヒアリングのときに最初から坂梨も行ったけれども、宮地も案内しました」と、「それは、自分たちは行ってないけれども、そういうふう聞いております」と、そういった証言をされたということは報告いたしました。ただ、裁判所がそれをどういうふう取るかというのはその時点では分かりませんでしたので、その判断については何も報告はできないと思っております。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 次に、市長に伺いますけれども、市長は和田副市長が裁判の担当ということで行っておられなかった。公務でいろいろ忙しくて、2 回目だったか、畜産市場の激励とかに行っておられて、なかなか来る暇がなかったということで、傍聴にはお顔が見えませんでしたけれども、和田副市長の今の報告ですね、そういうのを聞いてどう受け止められたかということをお願いします。

○議長（湯淺正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 今回の裁判は阿蘇市にうたれたものでもありますし、かつ大倉議員の中にはどうして市長は行ってなかったんだらうかというお考えもあるのではないかと思いますけれども、平成 28 年の熊本地震以来、農地はもちろんでありますけれども、観光から医療からいろんなところで道路も含めてでありますけれども、これを復旧・復興していくのに大変な状況でありました。そういう中において、いつも何か代理が出席するとか、そういうわけにはいきませんし、やはり率先してまず自分が現場に行ったり、いろんなところに行ったり、交渉しながらお願いをするということが、これは当たり前だと思います。

一方では、クラスターの裁判も始まりました。でも、その裁判については、やはり副市長は、条例とか、そういうものにも詳しいですし、当初から関わり合いを私と一緒にしておりましたので、これは一つ副市長にお願いをしようと。同時に、裁判自体は弁論準備ということで、しょっちゅう刑法とかに関わることでの法廷ではなくて、3 回だったんですよ。そのうちのほとんどは弁護士さん同士と、それから裁判所がいて書類のやり取りということでありましたから、それも我々の都合によって決められるのではなくて、先方の弁護士さんと裁判所によって決めていかれるという不安定な日程でもありました。そんなこともありましたので、ここはやはり信頼というのが大事であります。ですから、副市長に一つしっかりと頼むということと、弁護士さんに対しての打合せ等もやりながらやってきたということで、報告についてでありますけれども、それはもちろんそのときの状況と、あるいは弁論準備でも書類だけをやり取りするのがほとんどだったりとか、そういうことについての報告はきちんと聞いていますし、またそれについてどうお答えをしてきたということについては副市長から聞いて、その都度またお互い情報を共有しながら裁判に臨んできたということでございます。

○議長（湯淺正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 裁判の中で、昨日も話が少し出ましたけれども、途中で和解のお話もあったようであります。この状況を見て、私が思ったんですけど、あのとき和解しておけばこういう金額にはならなかったかなと思うところもあります。ですから、先ほど報告うんぬん言いましたけれども、その中で和解について市長はどう判断されたか、そういうところをお願いします。

○議長（湯淺正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 今、何か非常に和解ということについてこだわっておられるようでもありますけれども、それは正式にきちんとそういうことでお互い両者間が話し合いをして、その上でどうだということではなかったように聞いております。でも、これは、あくまでも阿

蘇市は阿蘇市として、やはり住民の説明と、それからいろんなクラスター事業の要綱に基づいて結果は間違っていると。同時に、住民の皆さん方のあれだけの、もう勘弁してほしいと、とにかく嫌なんだということの住民の皆さん方の気持ちがありますから、私どもとしてはやはりしっかりそれを受け止めてやっていかなければいけない。だから、当初申し上げたように、7,000名の署名が集まったんですよね。その後、いろいろ市は市で調べたところ、全然場所が違うということについては、これは非常に疑問点もありますし、なかなか解消できなかったということで、私たちはそれについて正当だと思っていますし、それが裁判をうたれたわけでありますから、正当に思っているのが、何で正式な和解もないとか、そういう話もないのに和解しなければいけないのか、その辺は理解ができませんし、和解ということは、ちゃんとしたテーブルについて、弁護士さん同士が話し合いをしながらその中でどうなんだということであれば、それだけまた話題としては出てくるとは思いますけれども、想像の仮定の中では私はお答えできません。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） 和解については、そういう意見が昨日からあっております。私の感じとしては、裁判の第1回目の終わり方に別室に今から行って、どうですかと、裁判官は。

○議長（湯浅正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） だから、議会としてこれは大事なときでありますから、自分の個人的な想像の中での発言はできたらどうかという気持ちはします。

○13番（大倉幸也君） 想像ではありません。そこに行っていて、裁判官が終わって、別室でどうですかという話があったので、私が言っているわけであります。和田副市長、そうですね。

○議長（湯浅正司君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） ただ今の御質問にお答えします。

話があったのは、最終弁論。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） 後ろがちょっとやかましいので。

○議長（湯浅正司君） はい、河崎議員、お話はやめてください。

副市長。

○副市長（和田一彦君） ただ今の御質問にお答えいたします。

最終弁論日でありました令和3年2月10日、この日に最終判決日の言渡しがありまして、5月19日にしますということで、閉廷する直前に裁判官から、今おっしゃったように、ちょっと別室にということでありました。それは、具体的に和解の内容とか、和解の金額とか、そういうものの提示があったわけではなくて、話し合い、いわゆる和解のテーブルにつけますかという話でした。それを持ち帰りまして協議したんですけれども、先ほど市長が言いましたように、多くの皆さんの反対の意見のある中で話し合いによって解決するということはやはり住民の皆様のお理解が厳しいのではないかという判断で、そのお話についてはお断りさせていただいたというところがございます。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） 分かりました。そういうことで、最後に結審を迎えて、8,300万円余りの賠償金が発生したわけです。

今後の対応についてということで、昨日も質問の中にもありましたように敗訴したわけですから、同じ市民として相手方にちゃんと襟を正してそういう報告とか、そういうのをやる意思がございますでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） 賠償金につきましては、判決に従い、粛々と払っていきたいと思っております。ただ、相手と接触するかということについては、今のところ予定はございません。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） 分かりました。

それから、先ほどから大型畜舎の移転を求める会へのこれからの対応ですね、畜舎移転はどうなるのか。皆さん、そのところが不安であると思っております。そういうところの今後の対応はどうされていくのか。

○議長（湯浅正司君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） 移転を求める会につきましては、あくまでも民間の団体でございます。それに対しまして、行政から指導といいますか、意見を述べると、そういうことはできないと思っておりますので、移転を求める会の自主的判断にお任せするしかないと思っております。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） 分かりました。これは、畜舎が建っておりますので、なかなか難しいことだと思っております。

最後に、8,300万円余りの賠償金の支払いの対応ですね、平成30年に議会答弁で「この補助金の減額を決定した者は誰か」ということで市原議員が議会で尋ねられたところ、「市長と副市長と当時の吉良経済部長である」ということで証言がなされております。こういうこともありますので、国家賠償法とかを勉強してみますとそういう義務が発生するのではないかと私は思っております。このことについて、今後どうされるのか、お願いします。

○議長（湯浅正司君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） ただ今の御質問にお答えいたします。

今回の訴訟につきましては、原告も国家賠償法に基づき請求するというところでございまして、判決でも国家賠償法に基づき市は賠償しなさいと明記されているところでございます。御存じかと思いますが、国家賠償法の第1条では、公務員が職務を行うことについて故意または過失によって違法に他人に損害を与えたときは、国または公共団体がその責任を負いなさいと書いてありますので、今回の場合は、被告が阿蘇市ということでも分かりますように、この法が適用されているところでございます。同じく、第2項には、公務員に故意または重大な過失、これがあつたときは、国または公共団体はその公務員に求償権を有する

ということになっております。ただ、逆に言いますと、故意または重大な過失が証明されない限り個人の公務員には求償はできないと解されているところでございます。判例等を専門家の皆様に聞きますと、個人の賠償までいった事例は全国的にもほとんどないということは聞いているところでございます。

今回の場合、先ほど申しました故意または重大な過失にあたるかというところでございませぬけれども、判決文の中を見ましても、「重大な過失」という言葉は使ってございませぬ。専門家ですので、過失あるいは重大な過失、この意味については十分裁判官ですので分かっていると思っておりますので、その中で「重大な過失」という文言を使っていないということはそれには該当しないとこちらとしては判断しているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） 市の見解としてはそういうことだろうと思っております。

これで、畜産クラスターの裁判の件については終わりたいと思います。

2番目の幹線道路の交差点工事についてということですが、昨日、五嶋議員が質問されまして、内容は大体分かっております。一日も早くちゃんとした交差点になるように頑張ってくださいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（湯浅正司君） 13番議員、大倉幸也君の一般質問が終わりました。

続きまして、9番議員、園田浩文君の一般質問を許します。

園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 9番議員、園田でございませぬ。

今回の議会も今もクラスターの件について質問があつておりました。現在、阿蘇市においても、これは私の個人的な意見ではございませぬけれども、コロナの状況もまだまだ収束に向いていない、地震からの復興・復旧もまだまだ終わっていないところもあるということで、裁判にこうやって控訴の条件をいろいろつけられてもなかなか先へ進めないということであれば、今日追加議案として後で八千有余の賠償金の議案が出るとございませぬけれども、私個人としてはしっかりここでけじめをつけて、阿蘇市全体は前に進んでいくのが得策ではないかと思っております。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

いよいよ東京オリンピックが1964年（昭和39年）10月10日の開催から57年ぶりに、1年間延期にはなりましたが、来月の7月23日から8月8日まで33競技339種目、パラリンピックは8月24日から9月5日まで22競技539種目が開催されます。私は2歳であったので、東京オリンピックの記憶はほとんどございませぬ。市長は、高校生ぐらいですか。あと、これから後ろもほぼオリンピックを知っている世代が座っていらっしゃるかと思っております。全世界から相当数の選手、関係者が来日される模様です。コロナウイルス感染防止を徹底されて、オリンピックアスリーの選手の方々には悔いのないよう頑張ってもらいたいと思っております。私も、体は昔みたいには動きませんが、元アスリーの端くれとしてテレビの前でしっかり観戦と応援をしていきたいと思っております。少し前置きが

長くなりましたが、ただ今から一般質問に入させていただきます。

まず初めに、コロナ禍における市民の方々の生活について質問をさせていただきます。

全世界を不安と感染の恐怖に陥れている新型コロナウイルス感染症、6月の全世界の感染者数が約1億7,386万人、死亡者数は374万人、日本での感染者数ですが、累計で78万人、死亡者が374万人、熊本県の累計の感染者数は、昨日までが6,425人、死亡者も111人となっております。

そこで、阿蘇市の最新の感染者を見てみますと、6月2日に最後の感染例75例目が確認されています。それ以降、感染者は出ていないように報告を受けておりますけれども、感染者の性別と、あと年齢別ですね、これの感染状況が分かれば、お願いいたします。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君） お疲れさまです。ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

75名の内訳でございますが、男性38名、女性37名、計75名でございます。年代別としましては、10歳未満が女性2名、10代、男性2名、20代、男性6名、30代、男性4名、女性2名、40代、男性5名、女性8名、50代、男性1名、女性7名、60代、男性6名、女性7名、70代、男性7名、女性6名、80代、男性7名、女性3名、90代が女性2名ということになっております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 課長、これは男女を分けると何名ずつになりますか。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君） 男性が38名、女性が37名でございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 大体半分ずつということですね。最も小さい子の年齢は、今、何歳とおっしゃいましたか。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君） 熊本県の公表では10歳未満ということになっております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 課長、ありがとうございました。

それで、コロナの感染症で全国的にも問題となっておりますコロナ差別についてお聞きしたいと思います。コロナ差別には全国で様々な事例が報告されております。コロナ差別問題では、人口密集地の都会と郡部、人口の少ない田舎では地域差があると思いますが、その中でもコロナ差別の事例で多く取り上げられている報告では、コロナ感染者、濃厚接触者やその家族等に対する差別、医療従事者に対する差別、社会福祉施設等の従事者、またエッセンシャルワーカーなど、職員の方々もエッセンシャルワーカーになるわけですがけれども、に対する差別、県外在住者に対する差別等、いろいろパターンがたくさんあるようですが、特に田舎の生活環境の中で不確かな情報をもとにうわさだけが独り歩きをして、感染が想定された家族や濃厚接触者に対する心ない差別の事案が心配されます。そこで、今までにコロ

ナ差別であろうと思われるような相談の事例が阿蘇市に寄せられていますでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 人権啓発課長。

○人権啓発課長（市原吉治君） おはようございます。人権啓発課の市原です。ただ今の御質問にお答えします。

人権啓発課への相談は、今のところありません。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） もしこういう事例が直接、人権啓発課に相談された場合、人権啓発課としてはどういった動きになりますか。

○議長（湯浅正司君） 人権啓発課長。

○人権啓発課長（市原吉治君） 相談窓口として県の人権センター内に相談専用電話があります。そこで受付をしまして、内容によっては県庁の所管課につなぐという対応となっております。感染者やその家族、また、関係者については別の相談電話があるということです。その電話番号は非公表ですので私たちも知りませんが、県の人権センターで一回受け、その相談電話で、感染者やその家族、関係者の方々に寄り添った対応をしているということです。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 阿蘇市にも人権を考える委嘱された方々もいらっしゃいますよね。こういう方々の活用というのは考えられないですか。

○議長（湯浅正司君） 人権啓発課長。

○人権啓発課長（市原吉治君） 阿蘇市には人権擁護委員が9名いらっしゃいます。例年は6月とか11月の人権フェスティバルとかで人権相談を行っております。昨年、今年、残念ながらコロナ禍で人が集まるといことがあまりよろしくないというか、感染拡大防止のためには人が集まらないほうがよかろうということでしたので、広報とかでは人権擁護委員に御相談くださいという啓発をさせていただいております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 実は私も相談を受けたんですけども、今度そういう相談を受けたときは人権啓発課に直接連絡をしてくれといったつなぎ方をしようと思っておりますけれども、それでよろしいですね。

○議長（湯浅正司君） 人権啓発課長。

○人権啓発課長（市原吉治君） 本市においても心配される方々に寄り添った対応をしたいと思っておりますけれども、現在、すべての電話に対応できる体制ができておりませんので、先ほど言いました県の相談窓口を御紹介することになります。場合によっては、県から法務局につなぐこともあるそうです。法務局では「みんなの人権110番」とか「子どもの人権110番」とかいうのがありまして、そちらで対応していくと。法務局として、御本人さんから電話があれば親身になって対応していきますというお話を聞いております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 今、課長が言われたのが人権啓発課としての対策の一つかなと思っております。ありがとうございました。

それでは、2番目のコロナ感染症に関する心配事相談の窓口はということで2番目に上げております。阿蘇市でのコロナ感染に関するホームページを開いてみますと、「人権への配慮」という項目の一番下に人権啓発課の連絡先が書いてありますので、コロナ差別に対する相談窓口は、今、課長が言われたように人権啓発課のほうでいいかなと思っております。それとは別に、例えば自分が熱がなくて、これはコロナの症状ではないかと感じたときに、自分がPCR検査をしたいとか抗体検査をしたいと思ったときには、市のどこか担当の窓口にご相談したいときはどこの課が担当窓口になりますか。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君） ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

市には直接PCR検査を受けたいというお問合せは受けたことがございませんが、もし仮にそういったお問合せがあった場合には、病院のホームページにおいて阿蘇温泉病院が簡易的な検査を受けられるということで御紹介がっておりますので、もしそのようなお問合せがあればこちらを御紹介したいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 分かりました。今、簡易的な検査もスポーツ店あたりに行くと何か店頭で並んでいるものもあるので、私も買ってないんですけど、その中の説明書を見れば、どこかに送って、結果が来るということだと思いますけれども、阿蘇市では阿蘇温泉病院のほうでPCR検査を行っているということですね。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君） 阿蘇温泉病院のほうでPCR検査ではないんですが、簡易的なLAMP療法という検査を実施しております。かなり短時間で結果が分かるということもお聞きしておりますので、もし仮にお問合せ等があった場合には、こちらを御紹介したいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） これは、自費の場合は大体お幾らぐらいかかりますか。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君） 申し訳ございません。金額については把握しておりませんが、保険診療対象外となりますので、恐らく数万円程度はするのではないかと。2万円程度はかかると思います。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 課長、丁寧な説明をありがとうございました。

続きまして、3番目のコロナ差別に対する学校への指導と地域への啓発ということで3番目に上げております。私は、学校というよりも生徒や児童に対してのコロナ差別に特化しての指導は行っているのかというところを質問したいと思います。教育課にお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 教育長。

○教育長（坂梨光一君） ただ今の質問にお答えいたします。

まず、子どもたちにとりまして学校は安心して学習し生活できる場所であり、一人一人に出番があり、そしてまた居場所のある場所でなければならないと思っております。コロナ禍にありまして、新型コロナウイルス感染症に関わります差別や偏見等の未然防止のために各学校に対しましては、令和2年8月25日、文部科学大臣から直接発出されましたいろんなメッセージをはじめ、それが正しい知識とか情報をまとめました様々な通知や啓発資料等をもとに、各学校におきましては、誰だっていつだって感染する可能性があるんだ、そしてまた、病気が不安を生み、不安が膨らんでまいりますと、その思いが差別に向かっていくという仕組みについても、それぞれの児童生徒の発達段階に応じて適切に指導を行いながら、差別や偏見が生じないよう周知徹底を行っております。また、これまでも校長会におきまして、地域人権指導員の講話を行いますとともに、すべての学校で差別や偏見を未然に防止するための職員研修も行っております。さらに、お尋ねがありましたように、すべての児童生徒に対しましては、この6月を「心のきずなを深める月間」と定めまして、差別や偏見のない、またそれを防ぐ授業とともに、特に憶測やうわさ話等をSNS等で投稿をする、そういった行為を防止するようなSNS等の取扱いについても情報モラルを徹底するということ、またこの期間に一人一人の児童生徒の悩みに丁寧寄り添うための教育相談、必要によりましてはスクールカウンセラーの配置等も行っております。

ある学校では、濃厚接触者等の理由等もありまして、学校に登校できない子どもさんに、今年度皆様の御理解をいただきまして、一人1台配置させていただきましたタブレットを自宅に持っていきまして。クラスで毎朝行われます健康観察の中で、この子は自宅からオンラインで参加します。子どもみんながお互いの表情を確認できます。「ああ、元気そうだね」「よかった」「うれしい」、そういう声を共有する中で、この子どもさんもその後元気に登校をされていると伺っております。

現在、この差別の報告はあっておりませんが、引き続き教育委員会におきましては、児童生徒一人一人をしっかりとつなぐ、そういった指導・支援に努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） やっぱり、教育長、さすがですね。一回しか答弁書に目を落とさずに、その答弁ができるということは、先生あがりはやはりすばらしいなど、私も見習わないといけないなど。私は一言一句見ないとなかなか話せないから感心したところでございます。阿蘇市内の児童生徒、まだ1人も感染者が出ていないというのは、やはり教育長のもと、教育委員会が一丸となって感染防止にしっかりと取り組まれている証拠かなと思っております。今後も、手綱を緩めることなく、教育委員会一丸となって、感染者が絶対に出ないように頑張ってくださいと思います。ありがとうございました。教育長。

次に、やはりコロナ差別に関連してですけれども、個人的なモラルの問題ではあると思っておりますけれども、各地域の区長さん方への偏見や差別についての指導が何かなされているのか、総務課にお聞きしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） お疲れさまです。ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

区長さん方への周知ということでございますけれども、区長会におきましては大体ふた月に1回程度の役員会を開催しております。こちらにおきましても、地域の方々、そういった差別的な取扱いがないようにということで阿蘇保健所管内、それから熊本県内、こういった感染の状況があるという資料、それから熊本県が提供しております資料の中にこういった不当な扱い、嫌がらせ、誹謗中傷など、絶対ないようにという文面も記載されております。こういったものをお配りして、正しく感染症を怖がっていただいて、正しく行動していただくということをその場でも申し上げているところでございます。なかなか全部の区長さんに顔をあわせてお願いするということは、年末の定例会、こちらのほう等も去年は開催することができなかったんですが、その準備段階では教育委員会に人権教育指導員の先生がいらっしゃいますので、そちらでパワーポイントの資料まで作っていただいて、準備までしていただきますけれども、なかなか開催までは至らないということでございまして、地域の方々、また役員から直接やろうとしても初寄り等もまた集まることを恐れて開催しないとかいう地区もございましたので、やはり市としましては、ほけん課、人権啓発課とともに土曜日曜、お知らせ端末でその時期、時期に応じた状況とともに、差別もなくすようにということで一緒に啓発をしているということでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） ワクチン接種が進みますと、感染のリスクも少し下がるということでも少し気が緩むところもあると思いますけれども、引き続きしっかりと対応をよろしく願いたいと思います。

それでは、4番目の質問に移ります。これまでのワクチン接種の状況と今後の接種計画についてということで、ワクチンの対策班長が議会に出られないということで、市民部長にお聞きします。現時点でのワクチンの阿蘇市の確保数、本数あたりが分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） おはようございます。

報道等でもありましたけれども、阿蘇市の65歳以上の人口に対するワクチンの確保につきましては既に確保ができております。7月以降も約2,500名程度の分のワクチンが入ってきますので、後で述べと思いますが、その次の年代に対しても接種券を発送する、その準備に移っているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 昨日だったですか、熊本市の64歳以下のワクチン接種希望者は全体の87.6%ということが昨日報道されておりました。阿蘇市民も個人的ないろいろの考えで接種しない方もいらっしゃると思いますけれども、予測になりますが、12歳以上の人口で大体どのくらいの方が希望されるのかという、そういう試算というのは、部長、できるんですか。

○議長（湯淺正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） ちなみに、65 歳以上の方、約 1 万人ぐらいの対象者がいらっしゃいますけれども、接種券を発送した中で約 8,000 名の方の予約をいただいております。したがって、約 80%ちょっと超えたぐらいの予約率という形になります。ただ、今後、年齢が下がるにつれ、予約される方、いわゆる接種される方はだんだんパーセントが下がってくるのではないかとこの予想をしておりますが、阿蘇市全体では 70%ぐらいの形で予算も計上しておりますし、計画も進めているところでございます。

○議長（湯淺正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 阿蘇市では 75 歳以上も 2 回打たれた方もいらっしゃいますけれども、65 歳以上、75 歳以上、大体今 1 回目を打たれたのが何%ぐらいの接種率か分かれば、お願いします。

○議長（湯淺正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 昨日現在で県が約 44%ぐらい 1 回目を平均で打っているんですが、阿蘇市の場合は、1 回目を打った方が今 53.76%、2 回目が終わった方が 18.28%ということで、もちろんこれは全国平均も県平均も上回っている状況でございます。

○議長（湯淺正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 市長をはじめ、医師会に前倒しをお願いして、割と最初接種券がいったときは、自分は 9 月だとか、一番遅い人は 10 月になるかもしれないということで、75 歳以上の接種がですね、そういう話も聞いていたんですけども、今度は前倒しで本当に 7 月ぐらい、今もお知らせ端末あたりで空きのところをお知らせされているわけですけど、それに対する何か弊害は出ていませんか。例えば、年輩の人はこの日と思って、丸印をしていて、大体こちらをキャンセルして、こちらに移らなければいけないのが、キャンセルを忘れたまま、こちらにいつてしまうといったような例で、キャンセルの本数が出るとかというのはありませんか。

○議長（湯淺正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） まず、調整作業でございますが、各医療機関の先生方に御協力をいただきまして、予約の枠を増やしていただいたということがまず一番大きな原因でございます。それと、やはり医療機関によってばらつきがあります。埋まっているところ、埋まっていないところ、8 月まで、9 月までかかるところ。ただし、こういう部分については、予約枠を上げていただいて、前倒しで 7 月末に入れていただいております。ただ、それがまだできていない分につきましては、今週もやっておりますけれども、来週の前半にかけてもやりますけれども、我々ワクチン対策班のほうでリストを医療機関からいただいて、その方に電話をして、こういうところが空いていますけれども、どうですかという形で、本人の同意が取れば、そこを予約して、もと予約していたところのキャンセルも市の職員が行うという作業を来週にかけて、今もやっておりますけれども、引き続き行うという形です。

今の中でも、私はどうしてもその先生のところがいいという方と、もうちょっと全体の接種をされる方の様子を見てから打つという方と、基礎疾患の中で主治医の先生方がもう少し

様子を見てからという方、様々な方がいらっしゃいます。そういう特殊な事情の方を除いては、基本的に7月末の接種完了というのは概ね達成できるのではなかろうかという形で今調整作業を行っているところでございます。

それと、先ほど言われたキャンセル関係です。基本的にうちが調整する分は阿蘇市でキャンセルしますが、今お知らせ端末等で空いている病院を流しておりますが、そちらで個人でされた場合、もとの病院のキャンセルを忘れる方もいらっしゃいます。前、ファクスでお送りしたと思いますが、キャンセルリストを作って、保育士とか介護支援員とか、そういう方々にお電話をして、直接来ていただくという形で、実際そういう方は数名いらっしゃいます。そういう形の対応になると思っております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 私の知り合いの方もキャンセルで空きができて、保育士で若い方ですけれども、今日1回目打ちましたという連絡を受けたところもあります。割と女性の方で1回目に副反応が出る方もいらっしゃるし、2回目のほうがちょっと激しいかなというのは全国的にも少し流れている情報でありますけれども、対策班にそういう副反応に関しての件数、内容はいろいろ様々だと思うんですけど、そういう情報というのは入っていますか。

○議長（湯浅正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 軽微な副反応といいますか、打った後、ちょっと痛みがあったりとか、若干の熱が出たとかいう部分と、今、議員が言われましたとおり、2回目の特に女性の方のそういう部分はあっていますけれども、重篤な部分の副作用についての問合せ等は今のところあっておりません。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 最後になりますけれども、65歳以上の接種は7月末をめどに完了予定だと思っておりますけれども、64歳以下の今後の接種時期と、先日、菅総理が11月末までには国民の接種完了を打ち出しているという報道も出ておりますけれども、それに対して、部長、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 今週の月曜日、医師会との協議の中で了解をいただいた案件で、60歳から64歳まで約1,600名ほどいらっしゃいますが、その方の接種券を来週の中旬に発送する予定です。接種券が届き次第、今までと同じく直接医療機関に申し込んでいただくと。もちろん空きがあれば、6月接種とか7月接種も十分可能性があるということです。59歳以下につきましては、まだ医療機関と協議中の部分もございますが、8月ぐらいに一部集団接種も取り入れる。いわゆる日曜日に接種をする。これは阿蘇市独自の集団接種。それと、個別接種もそのまま継続する。この予約方法につきましては、予約は非常にやはり医療機関が負担になっているという形で、予約センター等の設置も今協議をしているところです。それと、選択肢といいますか、市民の方がどういうパターンで打つか。だから、熊本県が広域接種をします。職場接種をします。阿蘇市が集団接種をします。個別接種をします。だから、いろいろな選択肢ができるような体制を取っておりますので、来月中には一斉発送ができるので

はないかと思っております。

○議長（湯淺正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 部長、ありがとうございました。

今からが山場に向かっていきますので、一日も早く市民にワクチンが行き渡りますように願って、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、旧熊本市教育キャンプ場について、教育課に質問いたします。現在までの検討状況はどういうふうになっておりますでしょうか。端的にお願いします。

○議長（湯淺正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） おはようございます。ただ今の御質問にお答えいたします。

現在までの検討状況ということで前回の議会でもお答えしましたが、今年の1月に砂防事務所に早期実現に向けて要望を行っている状況でございます。その中で、基本構想として、生徒児童、単なる野外活動ではなくて、防災の場所として防災教育とか、そういう基本理念を上げているところでございます。今後も砂防事務所と協議を重ねて調整をしていきたいと考えています。

○議長（湯淺正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 2番目の今後の施設用途の結論についてということで、昨年12月に阿蘇市自然体験の森構想というのが出ております。その趣旨に沿って進められるとは思いますが、前回までの課長の答弁も九州北部豪雨災害や熊本地震後の防災教育の学習拠点として整備を進めていきたいという意向もお聞きしております。この本筋に変わりはないと思いますし、今後、関係の職員さん方、また市長あたりも国土交通省に今はなかなか行けないんですけれども、砂防の事務所も熊本市内にこの前設置されたということで、今、事務所があります。しっかりと市長あたりも後押しをしていただいて、砂防事業が現実的に進んでいくように、できれば、今後のキャンプ場の運営にとっても大きな一歩だと思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

もし現実的に砂防事業がテーブルにのって進んでいくわけですが、やはりかなりの年数がかかってくると思います。その間にテントが大体54張あると思いますけれども、これに付随して、水道、管理棟、トイレ、シャワー室、調理場などの老朽化がこのままだと進んでいくと思います。前回の質問に重複するところがあるんですけれども、維持管理については教育課でどういうふうと考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（湯淺正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 地震以降5年以上たっておりますので、施設の管理としまして、管理棟が一番傷むのではないかとということで、議員からも御指導といたしますか、御意見もいただきましたので、周りの木の伐採、それから枝打ちを去年行っております。それから、そのテントの換気としまして、地元の区と除草作業と併せて換気も年2回ほど一緒にしていただく契約で今年度からやってまいります。

○議長（湯淺正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 地元でテントをはぐって管理するというので、そのときにできれ

ば私の要望ですけど、水道を1回通してもらいたいと思います。使えるようになって、またインフラから整備しないといけないということになると、ほかにも予算がかかりますので、そういうところはしっかりとやっていていただきたいと思います。とにかく、もし砂防事業がのったときに、始まるまでの期間と、今度始まってからまた数年かかりますので、現実的に今度砂防ができれば、ここにも書いておりますけれど、条例をこの間にしっかり煮詰めてもらって、すぐに取りかかられるようにやっていただきたいと思っております。すみません、答弁は結構でございます。しっかりと取り組んでください。よろしくお願いいたします。

それでは、3番目の避難勧告が廃止された警戒レベルについて質問いたします。警戒レベル4で避難指示が発令されますけれども、避難指示発令で行政区が前回の災害のときも、どここの区は避難をしてくださいといった連絡が入っております。避難の仕方も従来の避難の仕方とは少し変わってきております。安全な場所であったら車中泊も親戚の家でもホテル・旅館の避難等々も考えられます。平成24年の水害と平成28年の熊本地震のときのように、私も消防団と一緒に1軒1軒回って家の中の確認作業をしていきました。今度、避難指示が出た場合、消防団あたりの連携ですね、こういうところは政策防災課では話は通っていますか。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君） 政策防災課です。今の質問にお答えいたします。

まず、事前に区長さんと地元消防団に対しまして要援護者名簿をお渡ししております。日頃からの準備をお願いしているところですが、今、議員が言われるような事態になった場合、まずは地元区長さんに連絡いたしまして、住民の方々への避難誘導は必要か、同時に消防団の出動要請も確認いたします。それで必要であれば、団長、副団長を通じて、消防団員の出動を行うなどし、避難のための連携を図っております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 災害時は、区長さんがやはりその区はよく把握されておりますので、常日頃からいろんな情報の交換はしっかりと政策防災課のほうでやっていただきたいと思っています。

それでは、最後の阿蘇市内の避難所について質問させていただきます。警報が出ると、災害発生が予想されるということで避難所が開設をされます。波野地区は波野保健福祉センター、一の宮地区は一の宮町の就業改善センター、それと旧阿蘇町は阿蘇市立体育館、この3つが早い段階で開設されるわけですけども、避難所が開設されたときにどういった方が避難されているか、私も足を運んで確認に行くんですけども、前回も、これは阿蘇市立体育館の場合ですけども、大変広い体育館の中に2家族3名から4名ぐらいの方があの広い体育館の中にポツンといらっしゃるんですね。そして、高齢者の方が、私が行ったときには、「私は寂しくて家に帰る」ということを言われていました。そこで、阿蘇市立体育館は第2体育館と武道場もあります。最初は武道場あたりに避難をされて、あとは警報だとか避難指示になればまた多くの方が来られると思うので、そのあたりの臨機応変な対応をお願いした

いと思いますけれども、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君） 気象に関しましては、日々大きく変わることも多くあります。その中、少しでも密にならないように、一定の空間を確保できるように避難所は努めているところであります。避難所に対応する職員にも臨機応変な対応ということでやっているところですが、どうしても災害警報等が高まれば多くの方々が避難所に集中するということがございます。先ほど議員が言われましたように、まずは知人宅への避難と、車中泊とかのお話も出ましたが、そのような検討を行った上で避難所に来られた方には、どうしても密にならないための対策を執るがゆえに御迷惑をおかけしている状況となっております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 前回、内牧支所長もあそこの避難所には見にいかれたと思いますけれども、どういうふうに感じていらっしゃいますか、支所長。

○議長（湯浅正司君） 内牧支所長。

○内牧支所長（加来隆浩君） おはようございます。今の御質問にお答えいたします。

当初、政策防災課長が申し上げましたとおり、コロナ禍の今の中で感染予防を考えれば、やはり体育館の施設内でやむを得ないのではないかと、またベストではないかと考えます。ただ、今後、避難者の人数が増えていった場合については、高齢者の方を含めましたいわゆる要配慮者の方、こういった方につきましては、やはり立ち上がりであるとか、トイレまでの距離が遠いというのもございますので、例えばですけれども、要配慮者の方々のゾーンをおつくりして、その方々に対する配慮ができるような措置は、今後考えていく必要があると思っております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） ありがとうございます。支所長。

見ていると、高齢者の方は立ったり座ったり大変のように感じられました。段ボールベッドあたりも備蓄があるということなので、できればどうしても広い体育館に避難されるということであれば段ボールベッドあたりの対応もやっていただきたいなど、要望ですけれども、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君） 避難指示の段階になりましたら、当然そういったものは準備をしていく予定にしております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君、時間がありませんので、まとめてください。

○9番（園田浩文君） 分かりました。

最後になりますけれども、近頃ペットを連れて、自分の子どものようにかわいがっていらっしゃる方がいらっしゃいます。こういうペット同伴の方の避難者、よその自治体ではそういう方の何か特別にそういうところを確保しているところもあると思いますけれども、最後ですけれども、そのペットを連れての避難ですね、それに対して政策防災課のお考えをお聞きします。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君） ペット同伴避難者への対応ということで、平成 31 年に環境省が「災害時におけるペット救護対策ガイドライン」を策定しております。その中で、飼い主の役割としまして、普段の暮らしの中で、ペットのしつけ、ケージの準備、ペット用の備蓄などが示されたものであります。避難所の運営に関しましては、必要に応じましてテントの貸出しや一般の方と分けた避難などを検討しますが、一方で動物病院など協力可能な施設もございます。そういった情報提供も行いたいと今後考えております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 最後です。今、幾つか出しましたけれども、政策防災課の担当が多いと思いますので、今後の検討事項としてしっかりと庁内で話をさせていただきたいと思いません。

これで、9 番議員、園田の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 9 番議員、園田浩文君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 11 時 20 分から再開したいと思います。

午前 11 時 09 分 休憩

午前 11 時 20 分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、6 番議員、竹原祐一君の一般質問を許します。

竹原祐一君。

○6 番（竹原祐一君） お疲れさまです。

それでは、6 番議員、日本共産党、竹原祐一、一般質問を始めたいと思います。

今回、私もクラスター事業については最後に質問事項として書いてありますが、この間のクラスター事業の質問、ほとんどのことが出ましたので、ひょっとしたら省かせていただくかもしれません。ただ、時間の関係でどうなるかは分かりませんが、その辺はよろしく願いします。

それでは、通告に従って、質問をさせていただきます。

まず最初に、コロナ禍における市民の方々の生活についてということで、自営業者や市民に対する支援制度ということで業種別の補償格差、そしてそれから各種税、それから料金の減免制度ということで順番に書いてありますが、自営業者や市民に対する支援制度として現在実施予定の支援制度、そして各種税・料金、それから減免制度について、これをひとくくりにして質問していきたいと考えております。

緊急事態宣言、そしてまん延防止の対策が出され、厳しさがさらに増している中、中小業者、そして市民への支援についてお聞きいたします。市民の皆さんから次のような声、「パートが週 5 日から 2 日に減らされ、6 月からどう生活するのか。毎日気持ちが落ち込んでい

る」という 60 代の方、また、「売上げが 70%以上ダウン、店も家族もパンクする」という 40 代の方、実際コロナが一昨年から 2 年近くこういう状況の中で市民の生活が完全に疲弊をしています。そして、正規、非正規を問わず、悲痛な声が私にも寄せられています。質問いたしますが、先ほど言いましたが、各種税・料金減免制度、また現在実施予定の市民、業者に対する支援制度についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君） お疲れさまです。政策防災課です。

まず、支援ということで説明させていただきます。昨年、内閣府が新型コロナウイルス感染症に関しまして、地域の命と暮らしを守るために市町村独自の取組を支援するものとして新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設されました。本事業を活用しまして、昨年度 38 の事業を実施しております。金額的に約 5 億 200 万円強の事業を実施しております。本年度も同様に所管課と必要に応じまして政策防災課としてより効果があると思われる事業を所管課と一緒に計画し協働した支援策を検討してまいります。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） ありがとうございます。

実際、臨時交付金により自治体の中でコロナで苦しむ市民に対しある程度の支援はいけると思いますが、現実的に今週の土曜から始まる第 2 回のプレミアム付商品券、7,000 円の額面が 5,000 円で買えると。実際、今の状況から考えたら、これは市民税非課税世帯の方については無料で配付、これは前回の第 1 回目のプレミアム付商品券のときも私は提案しましたが、そういう形ではできないのでしょうか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） ただ今の御質問にお答えいたします。

プレミアム付商品券につきましては、目的の一つは経済効果を促すと、支援するという部分と、市民の家計の補助をする、支援をする、両立でのプレミアム付商品券になっております。配付をいたしますよりも 40%上乗せの購入をしていただくということで経済効果も上がりますので、現在のところは配付というよりもプレミアム付 40%上乗せの商品券を購入していただくということで私どもとしては考えております。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 前回と同じお答えということで非常に困っておりますが、これはそういうことであれば何らかの方法をまた考えていただきたいと考えております。

それと同時に、緊急事態宣言の中で月次支援金という形で経済産業省ですか、そちらで一つの新しい支援制度ができていますが、この制度も何か私も見ましたが、制度も分かりにくいので、できましたらこの取扱い、この制度はどの業種も使うことができますので、どんどん宣伝をしていただきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 今の御質問の内容ですが、今、国・県、様々な多岐にわたり支援制度ができております。分かりづらい部分も非常に多くありますし、なかなか私ど

もにも情報が流れてこないという状況になっておりまして、私どもも毎日、熊本県のホームページ、経済産業省のホームページ、厚生労働省のホームページを逐一チェックしながら新たな事業が出てきた段階で商工会関係とも協議して、できるだけ制度の周知には努めてまいりたいと考えております。

ただ、業態ごと、業種別になかなか商工会の会員についても1,200業種ほど阿蘇市にあるかと思うんですけれど、商工会の会員さんが今700という形でございますし、飲食店関係またはスナック関係の組織も、以前あったようでございますが、今、組織もない状況でございますので、私どもからはお知らせ端末で今御案内をさせていただいているという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 分かりました。

それと、業種別の補償の格差ということで上げていますが、厳密に言えば、例えば飲食業の方と飲食関係の代行の方、この格差というのは非常に大きいんですよ。緊急事態宣言、まん延防止に対する酒類の提供、飲食店では時短の協力金、これは今年に入って2回支給という形になっています。ところが、この飲食業に付随する代行の方、実際私のところにも仕事がないということで昨年より休業していると。仕方ないから、生活するためにはほかに仕事に行っていると。そういう状況の中で支援金が非常に少ないという形が、格差が生まれてきていると思うんです。それに対して何らかの対応というのは、市としてはできないのでしょうか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 今、議員おっしゃられましたように、緊急事態宣言、またまん延防止等重点措置について、飲食店については、時短営業という形で要請が出されたということに伴う協力金の支払いとっております。それ以外の関連する納めをされている方等々については、先ほど話がありました月次支援金等々に今はなってくるのかなと思っております。かなりの格差がありますが、やはり要請になってお店の営業をやめるという方と、それに付随する方で若干の差が今あっております。この部分については、国・県の事業をうまく活用しながら、私どもも制度を十分分かっていただいて、申請等をしていただければと思っております。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） ということであれば、今の現制度で生き抜いていくと、そういうことですね。

私は、業種を限定せず、また影響の大小にかかわらず、損失補填の実施、そして固定費の補助、給付金の拡大、この対策をやはり自治体として今市民に対し真水と言われる給付金の支援を緊急に行うことが必要だと思います。これは、国に対して、前年行われました持続化給付金の再給付、それから一時金・支援金期限の延長に加え、金額の引き上げ、そして申請の手續の簡素化を求めることが私は自治体としての責務だと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 私たちも、国・県等については、極力、県に来ていた予算の中から何かできないかということはこれまでも言ってきております。特に新型コロナウイルス感染防止に伴って、去年は飲食店と小売店だけに対する補助がございましたが、私どもからも声を上げさせていただいて、今年の2月からは対面販売をする店舗に拡大されたという事業拡大もっておりますので、その部分については県に申入れをしていきたいと思っております。

ただ、市としましては、やはり限りある予算の中で何が一番いいかという形を判断せざるを得ませんので、私どもとしては今回についてはプレミアム付商品券が一般市民の方にも行き渡りますし、店舗の方が登録をしていただければ、どの業種・業態の利用もできるという形になりますので、まずはそれで一般市民の方、各事業者の方についても支援をしていきたいと考えておりますし、もう一つ新しい事業として今回の補正で上げさせていただいておりますのは、先ほど話があっておりましたが、パートさんの時間の削減という部分があったんですが、そのほか緊急雇用対策事業を使って雇用維持をされている事業者さんについては、今回の補正の中で組ませていただいております雇用維持支援金という形で事業を展開していきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 私は思うんですけど、これは中小の業者、雇用保険とか、そういうのがあれば雇用調整補助金などは利用できますが、小規模の商店で働いている従業員の方も非常に限られるんですよ。制度的に失業保険からのそういう補填というのは難しい状態だと思うんです。ただ、そういう中で働いている方で休業補償、確かなかなか難しい状態だったと思うんですけど、ですから、そういう市民の方に対し、やはり行政としては目を向け、その底辺の人たちに何らかの手を加えていかないと、2年も続いたコロナ禍の中で非常に市民生活が苦しくなっています。ですから、その辺を国に、また県に訴え、その底辺の部分に真水を注ぎ込むような、そういう施策をお願いしたいと思います。

この問題については、これで終わらせていただきます。

それでは、次のコロナワクチンの接種対象外の、16歳となっておりますが、これも変更になりまして、12歳以下という子どもたちへの対応ということで質問をさせていただきます。12歳以下ということで、2日前のニュースの中で、熊本市が感染拡大の芽をいち早く摘むということで学校などに抗原検査キットを配布しております。配布する抗原検査キットは鼻から検体を採取する簡易型で、約15分で結果が判明します。市内の保育園、幼稚園、小学校のほか、民間企業へ配布し、急に体調を崩した職員や従業員への使用を想定しています。熊本市は、最大10万回の経費として3億6,000万円の補正予算を追加提案しています。これは、実際12歳以下の小学生、クラスターを出さないためにも12歳以下の子どもたちのために、日常的に接する機会の多い先生、それから職員、それから学童の指導員、また幼稚園の職員、保育の職員などにも阿蘇市として抗原検査のキットを配布することを提案いたしますが、お答えをお願いします。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君） お疲れさまです。ただ今の御質問にお答えいたします。

まず、ワクチンの件でございますが、各市町村で接種を対応しておりますワクチンにつきましてはファイザー社製ということで、16歳から12歳まで年齢制限が引き下げられたところでございます。それ以下の対応ということでございますが、やはりワクチン接種対象外ということになりますので、12歳未満の方たちについては引き続き感染防止対策として手洗いやうがい、マスクの着用、こういった基本的な感染防止対策を図っていただきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 実際、阿蘇市でも小学校の中で直接のクラスターではないですけど、感染状況があったというのか、表現的に難しいんですけど、そういう状況も今までありましたので。ですから、日常的な手洗いとか、それも必要ですが、やはり行政としてはその分、ワクチンの対象者以外である12歳以下の子どもに対して、常にクラスターの発生を抑えるために発見を早急にしていくということでは、抗原検査のキットですね、お金はかかると思います。1回当たり、熊本市の場合は3,600円の単価になりますが、ネットなんかを見ていたら、1,000円から2,000円という、そういう範囲で、いろいろと値段のばらつきはありますが、実際そういう形で防止できるのであれば、やはり阿蘇市内の小学生、それから職員に対してもそういう形で検査をすることを要望いたします。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君） 接種対象外の方たちに対する検査キットをとということでございますが、まずそういった方たちの感染を防ぐためには、やはり12歳以上で接種ができる方たちの接種を進めることによって集団的な免疫をしっかりと獲得していくことが感染予防につながってくるかと思っております。12歳以下の方たちについては、どうしても国の制度上接種ができませんので、接種できる方たちの接種率を高めることによって集団免疫が確立されていくかと思っておりますので、そういった方向で対応を進めていければと考えているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 分かりました。

また、この質問については終わらせていただきます。堂々巡りになりますので。

では、次の質問に移らせていただきます。次は、ジェンダー平等ということでSDGsの取組についてという項目に入らせていただきます。

ジェンダー平等の取組について東京オリンピック・パラリンピック組織委員会の元会長で森氏の女性蔑視の発言により、全国や世界から非難の声が上がりました。そして、その声は15万7,000人にも及ぶ辞職を求める署名が集められ、聖火ランナーやボランティア390人も辞退して抗議をするという行動が注目され、日本社会の女性差別の構造的なゆがみをあぶり出したと言えます。各国における女性の格差を測るジェンダーギャップ指数の順位は、日本は153か国中、121位、森氏の発言のみの問題とせず、ジェンダー平等の社会実現に向けて

教訓にすべきだと私は思います。

そこで、まず女性が置かれている労働条件、賃金格差について質問いたします。まず、保育士、ほとんどを女性が担う保育、介護労働者、資格を有する専門職であるにもかかわらず、極めて低い賃金、そして劣悪な待遇におかれています。民間保育所の平均賃金は 2019 年では 23 万 7,000 円、女性労働者の平均にも及ばず、全産業平均の格差は 7 万円になっています。そこで、質問いたしますが、市直営の保育所の職員、そして会計年度任用職員の月額賃金、または民間の保育所の正職、非常勤保育士、把握しているのであれば、お答え願います。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） お疲れさまです。ただ今の質問にお答えさせていただきます。

総務課からまずお断りしておかなければならないのは、民間の保育士さん方の賃金ということで把握しているものはございません。また、職員の保育士の平均賃金という形で特段出しているものではございませんけれども、保育士に限って、また女性に限ってという給料の体系を取っているものではございません。我々一般の事務職、市役所におります職員と全く同じ給料体系という形で支給をされているという状況でございます。また、非常勤の、昨年からは会計年度任用職員となっておりますけれども、保育士ですと、これは時給ベースでございますが、1,096 円から 1,306 円ほどの金額で支給されている状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 会計年度任用職員については介護職員の後にまた質問をさせていただきますが、次に介護職員についても質問をさせていただきます。

介護には 180 万人以上の方が従事し、その 8 割を女性が占めています。2019 年度の所定内賃金は月給の人でさえ 23 万 4,000 円、全産業平均の 33 万 4,000 円を 10 万円も下回っています。そして、女性が 8 割を占めるホームヘルパーの待遇はさらに劣悪な状況です。登録型ヘルパーが 7 割といわれ、そして 2019 年の平均賃金は 6 万 5,000 円にしかありません。介護労働者が尊厳を持って働ける環境をつくっていく必要があるのではないかと思います。介護職員について、これもまた民間の介護職員の状況が分かれば御説明願えませんか。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君） ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

阿蘇市内の介護事業所の登録型ヘルパーの賃金については、全事業所の把握ができておりません。今回、社会福祉協議会の登録ヘルパーの賃金をお伺いしたところ、1 時間当たり 950 円ということで御回答がございました。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） これは一つ介護職員のもので国家賠償という形での裁判の事例があるんですが、これは 2019 年に 3 人の登録型ヘルパーの方が労働基準法違反の状態では賃金が支払われない状態を訴え、東京地方裁判所に国家賠償訴訟を起しました。この中では、登録型は就労時間の保証がなく、必要とされているときのみ就労、身体的介護の時給は 1,600 円であっても、訪問時間が 30 分であれば 800 円、20 分であれば 533 円という細切れの分給による出来高払いという形になっております。そして、移動時間、待機時間、キャン

セル時の賃金補償がされない場合が多く、劣悪な賃金形態ということで、国家賠償訴訟を起こしました。まだ結審はしていませんので具体的には分かりませんが、そういう状態の中で、先ほどの1時間当たり950円の賃金、果たして拘束時間で950円という形の賃金形態でしょうか。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君） 今回の時給950円につきましては、実働の時間で950円をお支払いする、勤務に従事している時間をもって時間単価950円をお支払いしているということでした。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） ありがとうございます。これ以上質問したら分かりにくいと思うので、また私も調べて質問をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それで、次に会計年度任用職員について質問をさせていただきたいと思います。各自治体で対応がばらばらだった非正規の公務員の地位をはっきりするために、昨年より会計年度任用職員の制度がスタートしました。そして、1年が過ぎました。各自治体の中で期末の手当の支払いのため、給与月額を削減、そして労働時間を減らし、パート職員とされ、また1年ごとの採用が厳格化され、年末年始であっさり仕事を打ち切られるという事態もあります。私は、そこでお聞きしたいのですが、阿蘇市で採用人数、正規、非正規の公務員との、以前の1年前の非正規公務員の給与水準の比較、労働条件の比較があればお答えを願いたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今の質問にお答えさせていただきます。

阿蘇市におきましては、昨年からはじめました会計年度任用職員ということで、現在すべての者がフルタイムではございませんで、これはパートタイムということになっておりまして、106名おります。このうち、男性が20名、女性が86名という現状がございます。

それから、給与制度につきましては、我々の給与、いわゆるフルタイムで働く者、それから短時間で働く者という形になりますので、8時間の勤務、それから6時間の勤務ということであれば、要はその金額を同じような給料表を使いまして、6時間に相当する給料を支払うという状況であるということでございます。これを単純に比較いたしますと、いわゆる行政職の1級の給料表というものを使っておりますけれども、こういった部分につきましては、平均の時間額、これを比較いたしますと、正規の職員が1,176円、それから会計年度任用職員、こちらが1,055円という状況にあるということでございます。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） ちょっと分かりにくいんですけど、会計年度任用職員で1,055円ですか、ということでお答えいただきましたが、これは1年前の非正規職員の時給と比べたらどういう形になるのでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 1年前の時給と比べましても、要は年間額としましたときに、

期末手当の支給等も出てきております。そうしますと、それから通勤手当、そういったものも支給がされるようになってきているということで、おおよそ 20 万円から 30 万円ほど年額での支給額は増えているという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） そういうことであれば安心いたしました。

それで、次の質問にまた移らせていただきます。どうもありがとうございました。

次の質問は、農業におけるマイクロプラスチックの実態と対応ということで、つい最近、農業の中でマイクロプラスチックの実態というのが出されました。これは、3月3日に海洋プラスチックごみ学術シンポジウムが開かれ、この中で農耕地におけるマイクロプラスチックの実態が明らかになりました。水稻栽培において肥料成分の使用効果、向上を目的にプラスチックコーティングをした被覆用の肥料、そして通常「一発肥料」と言われる肥料、この肥料を使うことにより、プラスチックが、コーティングはある程度溶けますが、やはり現物として残ると。そういう状況が今水田の中で発生しています。そして、残されたマイクロプラスチックは、コーティング材が河川に流れ、そして海に流れるということも事実報告をされています。そして、この肥料というのが日本の水田において約6割近くが利用されているという形になっています。それで、お聞きしますが、農政課は今利用している被覆用の肥料ですね、この問題について把握をされていますでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 失礼いたします。お答えさせていただきます。

農政課としまして把握という御質問でございますけれども、今回の被覆殻の環境への影響というものが最近クローズアップされたということで行政側も情報的には入っております。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） この対応について、山形県では化学肥料や化学合成農薬の使用を減らす環境保全型農業、逆に言えば、有機関係の農業を進めて、近年では山形県は地球温暖化対策や生物多様性保全の取組を進めていますということで、そしてなおかつ、被覆肥料の適切な使用について市町村、そして農協と連携して啓発活動を行っているという状況があります。

実際、農政課は、今の状態、どういう具合が発生するか、まだ把握はできていない状態ですが、基本的には日本の農業を持続可能なものにするためにもマイクロプラスチックの問題も早急に対策を考えていく必要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） この被覆肥料の問題については、本市におきましても環境保全型農業、いわゆる有機農業の推進を強く行っている中で非常に問題視いたしているところでございまして、まず先ほど議員からありました元肥の一発肥料の大半にこういった被覆肥料が使われているという現状の中で、やはり生産者、農家の皆様も実際に使う肥料が河川、また海洋汚染に影響するようなものであるということをなかなか御理解されていないという現状の中で、まずは生産者側、また販売する側、それから我々行政側が連携した中でこういっ

た環境問題に対する処理方法、また農家側で言えば、適正な施肥、また管理といったものも踏まえまして、現状としましては阿蘇市内の中で大きな影響までには至っておりませんけれども、将来的には避けて通れない問題でございますので、今後、関係機関と連携した中で検討を重ねてまいりたいと思っています。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） ありがとうございます。では、早急にその辺の対策を進めていっていただきたいと考えております。

それでは、次の問題に移りますが、クラスター事業の裁判とその後の環境対策という形で出していますが、実際、裁判期間の途中から阿蘇市では臭気の測定を始められたと私は記憶しておりますが、裁判中、甲誠牧場の今2つありますね、新しくできた宮地の甲誠牧場、それから前の坂梨の甲誠牧場、この前の坂梨の甲誠牧場に対して臭気検査はされましたか。それと、同じく今、宮地の甲誠牧場、完成後、臭気検査はされましたか。質問します。

○議長（湯浅正司君） お諮りいたします。12時になりましたが、6番議員、竹原祐一君の一般質問の時間がまだ残っておりますので、このまま続行したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、このまま続行します。

農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） お答えいたしたいと思います。

これまで平成30年度から市民の方々に御協力いただきまして、臭気のモニター調査ということで現在も継続させていただいております。議員がおっしゃるように、公判の中で原告側の既存、また今回新設されました畜舎で観測したかということでございますが、令和元年に予算をいただきまして調査を行ったところでございますけれども、すべての畜舎を対象に坂梨・宮地地区の畜舎を対象にしたわけではございませんので、今回原告側の所有する畜舎については観測を行ってない状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） あまり時間はありませんが、私が思うに、今回のクラスターの裁判問題、住民運動が起こったのは牛舎の臭いの問題ですね、来てほしくない。ということであれば、行政が臭い検査を実際やってみて、数値は低い、臭いはありませんと。それで、甲誠牧場は、裁判が始まる前、確か平成29年12月ぐらいに今の坂梨の牛舎のほうで市民を招いた状態での実地見学会があり私も行きましたが、実際臭いはしなかった状態です。今、問題とされている住民の方も、実際牛舎の中に入ってやれば、臭いの問題は解決していくのではないかと思います。それで、行政としてもやはり新しい牛舎に対し調査に入り、これを数値で示していけば、ある程度の理解は生まれてくるのではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） お答えいたします。

それぞれ畜舎のほうで臭気を観測するというのもあろうかと思いますが、今回の市民運動に発展したものに付きましては、やはり長年にわたりまして宮地・坂梨地区の慢性的な畜産をはじめとします異臭問題が背景にあるわけですので、そういったものをまずは軽減させるという取組を現在、市のほうで畜舎関係者、関係機関で構成します連絡会を昨年から設置させていただきまして、これまで実証実験ということでリモナイトの消臭剤を活用いたしまして、今現在も継続してやっております。そういったものをまずは実証実験ということであらゆる選択肢の中でやっておりますけれども、次亜塩素酸水の活用もやっております。少しでも軽減につながるような取組を実証的に打ち出しまして、それを広く畜産事業者に広めていく計画をしております。そういった、現在、実証実験の取組をまずは市民の方に少しずつでも活動内容をお伝えしながら、市民の方々にも少しでも安心していただけるよう、今後周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 竹原議員、時間がありませんので、まとめてください。

竹原議員。

○6番（竹原祐一君） ありがとうございます。

実際、阿蘇は、観光、そして農業が基幹産業となっています。その農業の中で市民との争いごと、これは非常に問題だと思っておりますので、農政課でもこの臭いの問題について、今後とも早急にわだかまりを除くような形で事業を進めていっていただきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございます。

○議長（湯浅正司君） 6番議員、竹原祐一君の一般質問が終わりました。

午前中の会議をこの辺でとどめたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、午後1時から再開いたします。

午後0時05分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（湯浅正司君） これより、午後の会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

続きまして、12番議員、森元秀一君の一般質問を許します。

森元秀一君。

○12番（森元秀一君） お疲れさまです。12番議員、公明党、森元秀一です。通告に従い、質問させていただきます。

今年は3週間も早い15日に九州北部が梅雨入りいたしました。梅雨に入るとすぐに大雨洪水注意報が出て、今年も雨に悩まされそうです。政策防災課の御苦労も計り知れないものと御推察します。先ほどの園田議員の質問と重複するところもあると思っておりますが、簡潔な御答弁をお願いいたします。

まず、コロナ禍の中での避難所の対策についてお尋ねいたします。

今回災害時の迅速な災害支援を強化するための改正災害対策基本法が4月28日に参議院、

本会議で成立、5月20日に施行される運びになりました。改正法では、自治体が発令する避難情報について避難勧告を廃止し、避難指示に一本化、本来避難を始めるべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れる事例が起きているため、従来の勧告の段階から避難指示を行い、情報を分かりやすくするとあります。

課題として、本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生、避難勧告と指示の違いも十分理解されていない。政府の調べた住民アンケートでは、避難勧告で避難すると回答した人は26.4%、避難指示で避難すると回答した人は40%、これを受けて国では避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報の在り方を包括的に見直しとなります。

また、気象庁は、豪雨災害の一因とされる線状降水帯の形成を確認した際に速報する顕著な大雨に関する気象情報の運用を17日、午後1時から始めるとあります。

この法改正により、阿蘇市の避難の考え方、方向性はどのように変わるのか、御答弁ください。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君） お疲れさまです。政策防災課です。

避難勧告と避難指示の一本化は、今、議員のお話にありましてとおり、避難のタイミングを明確化する目的のため改正されたものであります。これらを受けまして、政策防災課におきましては、「広報あそ6月号」や区長会総会において説明を行っております。また、避難に関する周知としましては、昨年度、「防災ハザードマップ」を、先日には「くまもとマイタイムライン」等の普及資料を全世帯に配布、今後は行政区単位の地区防災計画などの作成や居住する方々への災害リスクの軽減と避難時の取るべき行動への理解や啓発を図ります。

先ほど気象庁が線状降水帯の速報を行うということでありましたが、それから予想される警報の推移などを十分に踏まえまして、これまでの経験とまた併せて、空振りを恐れない、明るいうちからの避難所開設、早めの高齢者等の避難の発令を行うなど、より安全な予防的避難の推進に努めるところであります。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） 市民の方から避難所のコロナ対策はしっかりできているのか心配との声をよく聞きます。私が令和2年9月議会において、コロナ禍における避難所の運営の在り方を質問しました。その折の回答で、「分散避難については、今後、市政報告会などにおいて周知をして、決めて、努めていく。少しでも危険ということを感じれば、避難所への避難ということが基本だと思っています」との回答でした。避難所への避難ということであれば、コロナ予防対策をしっかりと、市民の方が安心して避難できる対応を考えていただきたいと思います。まずは、避難所に入ったとき、市が3密を防ぐために対策をしっかりとやっているのか。最低限仕切りがあるのか。密閉・密集・密接の3密を防ぐことはできているのか。避難所の感染対策は十分なのか。御答弁ください。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君） 感染リスクを少しでも軽減するため、初期の対策としまし

て、避難所において密集を避けた空間と十分な換気ができる避難所環境の設置に努めております。避難所には体温計・消毒液などを設置しておりまして、問診で体調が悪い方がおられた場合は隣接する別棟の避難所に避難していただくことという対策を取っているところです。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） やはり避難するところにパーティションをやったり、そういった目に見える対策ですか、その辺のところはどうですか。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君） パーティション等につきましては、避難者の方が増加した場合、パーティションやテントの設置、また避難所内に区画線ですね、下にテープを貼って、ゾーニングを行うなどして、3密を回避できるスペース作りに努めてまいります。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 要は、避難する方が入ったときに安心して避難できているかという形が概念であるものですから、その辺の対応をよろしくどうぞお願いいたします。

次に、避難所の在り方、市民への避難の心得を協力依頼する小冊子か簡単なチラシを作成し対策をしたらどうかと思うんですが、避難するときに慌てることもあるので、持ち物を点検するときに便利であり、また、先日、防災無線やお知らせ端末で高齢者等避難の放送があった際に、こんな市民の方がいらっしゃったんです。「体温計は、自分で持っていかなくて、市のほうで用意しろ」と、「それは違うでしょう」と。だから、「体温計というのは自分の体温管理だから、それを使い回しすることじゃなくって、自分は自分の中で体温計をやっぱり使うでしょう」と説明はしたんですが、そういう方、分からない人はいるわけです。そういう中では、そういうチラシか小冊子、これを持っていくんですよという形があればいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君） 先ほどお話ししました避難行動を事前に検討いただけるよう様々な通知・マニュアル・冊子等を配布しておりますが、その中にもあらかじめどこに誰といつ避難すべきかなど、御自身の避難行動と併せて、その必需品の中に御自分で体温を測るとか、そういった内容が明記されています。そういったものを備えられた上で避難することができるための冊子として活用していただくようお願いしているところであります。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 過去の災害でも避難所で感染症の患者が相次いだことはあります。東日本大震災では、岩手県内の避難所で数十人規模のインフルエンザ患者が出ました。4年前の熊本地震でも、南阿蘇村の避難所を中心にノロウイルスやインフルエンザの患者が相次いで確認されました。コロナ禍において複合災害が発生すると集団感染の増加など、深刻な状況に陥る可能性があります。複合災害とは、ほぼ同じタイミングでまた復旧中に別の災害が発生することです。複合災害の組合せは様々ですが、新型コロナウイルスの感染症が拡大する今の状況で台風や地震などの自然災害が発生し、複合災害へ発展した場合は、避難先で十分な新型コロナウイルス対策が実施されていなければ、集団感染が発生するリスクがあり

ます。複合災害の対策はどのように考えているか、御答弁ください。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君） 避難所での複合災害の対策としまして、多くの避難者の方々が手の触れる場所、例えばドアノブ・手すり・スイッチ、そういった場所などの消毒と、またトイレなどを定期的に消毒しているところでもあります。また、新型コロナウイルス感染症に限らず、発熱・せき・発疹・炎症・嘔吐・下痢などの症状が見られた場合は、保健師に連絡するなどの体制を整備しているところでもあります。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） また、今回の法改正で災害時に支援が必要な高齢者や障がい者、災害弱者ごとの個別避難計画の作成を市町村の努力義務にすることが柱だと聞いております。課題として、避難行動要支援者名簿が平成25年に作成義務化されました。約99%の市町村において作成されるなど普及が進んだものと、いまだ災害により多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保が課題とあります。近年の災害において、犠牲者のうち、高齢者、65歳以上が占める割合、令和元年東日本台風、約65%、令和2年7月豪雨災害、約79%であったと聞いております。この豪雨の犠牲者65人、県によると、このうち、避難に支援が必要な高齢者、障がい者を地域で把握する避難行動要支援者名簿には7人が登録されていましたが、7人は誰だか明らかになっていないとありました。対応として避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について市町村に作成を努力義務化したと聞いておりますが、阿蘇市の対応はいかがでしょうか、御答弁ください。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） お疲れさまです。ただ今の質問にお答えさせていただきます。

個別避難計画に関する努力義務についてですが、要約しますと、概ね5年以内に真に支援が必要な方々の避難に関して実効性のあるものを作成してくださいという国からの努力義務の通達がっております。

阿蘇市では、避難行動要支援者名簿を平成26年度に作成しており、年次更新を行っているところです。名簿記載者のうち、支援者等へ私の情報を提供してもいいよと同意が得られた方のみ掲載した名簿を作っており、その名簿については民生委員・自主防災組織・消防団・警察等に配付し、平常時も含め、災害時の声かけや安否確認等の支援に利用されることになっております。また、社会福祉協議会が事務局となり組織づくりされたやまびこネットワーク、こちらでは避難行動要支援者名簿に記載されていない方も含めて、地域と一緒にあって支援が必要と思われる方々への積極的支援計画を独自に行われております。これらの既存計画、制度の見直し、拡充については、既に福祉課内で検討準備を進めており、今後の予定としては5年とは言わずに、早い段階で行政のみならず、関係機関や地域防災組織と連携した実効性の高いものができるように取り組んでいきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） すべての人が無事に避難できる体制をお願いしておきます。

また、福祉避難所の運営に関してのガイドラインを改正し、市町村に設置した福祉避難所

は、支援制度では福祉避難所の指定と併せ、重度障がいがある子ども、妊産婦、要介護3以上の高齢者などを受け入れる対象を公示する。本人とその家族のみが避難できることが明確化でき、施設側の想定していない被災者が来るリスクが減るため開設しやすい。また現在は一般の避難者が身を寄せた後、保健師などが健康状態を見極め、福祉避難所に移る人を判断する仕組みは一般的で、体育館などの不自由な生活による体調悪化が問題となっております。政府は、今回手助けが必要な災害弱者の避難先を事前に決めておく個別計画の作成も市町村に努力義務で求めています。作成が進めば、福祉避難所への直接避難も可能になると思いますが、この件についても、先ほどと重複すると思いますが、御答弁をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 福祉避難所についてですが、主に高齢者や障がい者の避難先として大規模災害発生後をメインに市の要請により福祉避難所を開設していただく協定を、現在、阿蘇市内の高齢者福祉施設、障がい者支援施設、救護施設など19か所と協定を結んでおります。また、これらについては、本年度内に協定の更新と、制度等も手を加えていかなければいけない部分がありますので、協定の見直しを予定しているところです。また、乳児や妊婦等に特化した子育て世帯向けの避難所、こちらについても現在計画策定に着手しており、早期確立を目指しているところです。なお、国が求める受入対象の公示とか、直接避難、こちらについては受入施設の事情等がありまして、返って混乱するという部分もございますので、今後、受入施設あるいは政策防災課等も含め、慎重に協議を行っていく予定です。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） 課長、ありがとうございます。

次に、今始まっている予防接種についてお尋ねいたします。これも、先ほどの園田議員と重複すると思いますが、御答弁をお願いします。

令和3年2月17日から接種が開始され、我が国における新型コロナワクチンの接種については4月12日から数量限定の高齢者への接種を経て、各自治体における高齢者ワクチンの本格的接種が進められている状況であります。阿蘇市においても5月10日に第1弾、75歳以上の方に接種券が発送され、第2弾、5月下旬には65歳から74歳までの方々に発送されて、接種が進んでいるものと推察いたします。

私は、6月1日に接種券をいただきました。体調が悪く、6月7日に予約を入れました。診察券を持っている2か所の病院に予約を入れましたが、8月末の予約しか取れませんという結果でした。とても国の推奨する7月末の高齢者接種には間に合わないと思われませんが、15か所で行っているワクチン接種はどのようになっているのか。現在の推移を御報告ください。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君） お疲れさまです。ただ今の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、接種券の発送でございますが、65歳以上の高齢者に加えまして、市で特定できる基礎疾患をお持ちの方、具体的には腎臓の疾患や心臓の疾患をお持ちの方に対して、既に接

種券を発送しております。さらに、主治医と御相談の上、優先的に接種したほうがいだろうという御判断をいただいた基礎疾患をお持ちの方につきましても、コールセンターに御連絡いただければ順次接種券を発送しているところでございます。

予約状況としましては、9,634人の高齢者の方に接種券を発送しておりまして、既に8,000人以上の方に予約をいただいている状況でございまして、接種率としては83%を超えるような状況になっております。こういう方が今接種を受けられるという状況になっているところでございます。

なお、特定の医療機関を希望される方、この病院がいいという御希望をされる方や、様子を見られて一定の期間がたって接種をしたいという方もいらっしゃいますし、主治医の指示によって接種の期間を置いたほうがいいでしょうと御指示を受けられる方もいらっしゃいますので、こういった早期の接種ができない方を除く、早期接種の可能な方たちにつきましては、現在、医療機関によってばらつきがございますので、お知らせ端末などで接種可能な医療機関情報をお知らせさせていただいております。また、場合によっては、市の職員も協力しながら早期接種に向けた調整を行っているところでございまして、予定としては7月末までに接種を受けたい希望のある方につきましては完了する予定となっております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） 83%、8,000人が予約できている。この予約は7月末までに2回目も終わるといことですか。私が受けた、かかりつけ医というか、自分で持っている診察券、2か所持っていったものですから、そこであれした場合は8月に、1か所のところは7月17日、変更で7月20日が1回目で、8月11日が2回目ということ、7月末には終わらないわけです。受けたいというんだけど、そういう。お知らせ端末にはしっかりここは空いていますよというけれど、どうですか、自分の診察券を持っているところにやはりなるべくなら行きたいので、遅いからどうのこうのということではないんだけど、国の指針による7月末に終わるといことは終わらないと思うんです。いかがですか。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君） 国の指針でも、接種を早期に終わりたいと、御希望される方を7月までに終わればいいという指針が出ております。どうしても特定の医療機関や自己都合によりまして8月以降にずれ込む方については、7月末までに接種を終わらなければならない対象から除いていいという形で方針が出ておりますので、あくまでも7月末までに完了したいという方については、空き情報などをお知らせしながら、できるだけ早期の接種を促しているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） 感染症封じ込めにはワクチンですね。それは早急な対応が必要だと思います。今年の7月に終了するぐらいの対応をよろしく願いしておきます。

あと、市民からワクチンの接種状況を周知してほしいという声が、お知らせ端末でできないかという声がありました。今、高齢者8,000人、83%の予約があると、こういう形で中間で高齢者はこれぐらいの予約がありましたという形で端末なんかでお知らせができないか。

市民の方も興味を持っているわけですね。どれぐらい接種が進んでいるのかなという形でですね。電話で私たちに聞いてくる場合もあります。そういった中で、お知らせ端末で知らせると、そういったワクチンに関しての周知というか、市民の関心度が高まるのではないかと、恐らくできないかということだったと思います。このことは、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君） 今後の周知につきましては、引き続き病院の空き状況であったり、土曜日曜日に接種できる病院の情報等につきまして、発信をしていきたいと思っておりますが、接種率ということになってきますと、接種を希望されないという方もいらっしゃると思いますので、接種率をお知らせ端末で流すということにつきましては今後検討が必要と思っております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） 今後の一般接種についてお尋ねします。12歳以上の小学生、中学生、高校生ですが、そういった方々、また会社勤めの方々は、なかなか普段と同じような時間帯には動けないと思うんです。そういった方が学校医、産業医の手配を考えて、先議会のとき、市民部長が、基本1,000人ぐらいになれば、そういった産業医、学校医という形で動くことになるということは聞きました。この中でも、一般の接種の方法、接種の予定、どういう形で今後進めているのか、御答弁ください。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君） 大学や会社については職域接種ということで、1,000人ほどの規模を想定してから接種が進められてくると思います。これについては、モデルナ社製のワクチンということで、18歳以上の方が接種の対象となってまいりますので、12歳から17歳の方につきましては、このモデルナ社製を使えませんので、職域接種や大規模接種会場で実施される接種はできないということになります。よって、市が実施します個別接種、もしくは、医師会と協議を進めております集団接種のいずれかの接種を行っていただくことになってくるかと思っております。いずれにいたしましても、18歳を超える方につきましては、県のほうで益城町のグランメッセに集団接種のための、県民広域接種センターが設置される予定でございますので、そちらの詳しい状況などが出ましたら周知させていただくとともに、また今後の接種計画等につきましても市のほうでしっかりと広報していきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） 集団接種も考えているということですが、しっかりと市民に周知できるようにお願いしておきます。

続きまして、起立性調節障がい（OD）についてお尋ねいたします。

2000年より以前は、子どもの睡眠障がいとはそれほど議論されませんでした。大学生の夜型生活は昔から知られていましたが、深刻な睡眠障がいとしては議論されていなかったように思います。

しかし、最近では子どもの睡眠障がいの状況は著しく調査され、大人の睡眠障がい以上に

子どもや大学生の睡眠障がい大きな社会的問題として取り上げられるようになりました。さらに、朝起きれないという状態の子どもの背景には、起立性調節障がいや慢性疲労症候群に陥っている場合があることが少なくありません。特に、将来を担って立つ子どもの場合、幼いときの心身の健康状態が悪ければ、その先の成長に悪い影響を与えかねません。子どもが睡眠障がいに陥ると脳の発達が阻害されると言われており、健全な大人に成長できない可能性を考えるととても恐ろしいことです。したがって、日本は国家的危機にさらされていると言っても過言ではないのです。

NHKでは、子どもの寝不足による深刻な悪影響について、「あさイチ」の番組で紹介されました。たかが寝不足と誤ってしまいがちですが、子どもの睡眠障がいは、脳に悪影響を与えたり、高校中途退学の原因になり得ることは最近の調査の結果から分かってきたそうです。

また、夜更かしや寝不足が続くと、体内リズムが乱れるリズム障がいという病気になり、朝起きることができず、学校にも時間どおり通うのが困難になってきます。不登校やひきこもりの原因になりかねません。

熊本県では、教育現場でのODの理解を広げるため、各公立学校の保健主事等が参加する研修会や校長会などで病状や配慮事項について周知・助言を行っていると聞きましたが、市においてはこのような病状の生徒はどれぐらいいるのか。今後、市としての対応を御答弁ください。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えいたします。

阿蘇市におきましては、起立性調節障がいの診断を受けている児童生徒は10名ということです。小学校が6名、中学校が4名ということで、不登校の児童はその中で2名ということで、中学生が2名ということになります。

今後におきましても、保護者を含めまして、学校でもこの病気に対しまして理解を深めまして、早期治療につなげて、不登校対策につなげてまいりたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） 熊本県では、先ほど言いました各保健主事とか、校長会、研修会ではその症状の配慮事項が周知されているということがありました。これはちょうど私どもの本県議が県の一般質問をやった中のことですが、そういう形で進んでいると聞きました。

愛知県でも、ODを知らない子どもや教員には怠っていると誤解され、不登校の原因になるなど、当事者は苦しんでいる。愛知県は、毎年度発行している小中学校新任教師向けの研修資料などにODに関する説明を加えたとあります。その辺のところを、やはりこの対応が遅れると今みたいな不登校とかひきこもりの原因になるんです。だから、もう少し前向きな形でどういうふうにするのか、御答弁ください。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えします。

子どもの病状、それから子どもに配慮する事項等を、学校と子ども、共通理解をしまして、

必要な支援を連携して、学校と家族、それから子どもさんたちとその病気の早期治療に向けてやっていきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 先生方にその辺のところを徹底して、やはりこういう病気があるんだよと、ただ遅れてきたから、怠け癖がある子どもではないんだということを、気持ちの問題ですから、その辺のところを教員に指導徹底できる環境づくりをやって、やはり子どもたちがしっかりと健康な状態で学べる環境づくりが必要だと思いますので、よろしく願いしておきます。

続きまして、市民サービスについて、3点質問いたします。

高齢者支援対策として阿蘇市の関与する温泉の料金、安価で入れるように考えていただきたい。高齢者は、コミュニティの場所を探しているときに、温泉は体を癒やし、また友人との交流の場所になり、元気が出ると思います。市の関与している温泉の料金は幾らなのか、御答弁ください。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 福祉課所管の公設の温泉の入浴料ですけれども、一の宮高齢者センターが入浴料、大人が200円、子どもが100円、会員券あたりもございしますが、一の宮高齢者センターであれば、年間会員、大人1万4,000円、子ども7,000円です。回数券を販売しており、2,000円で11枚つづりとなっております。子どもが1,000円、11枚つづりとなっております。

阿蘇保健福祉センターについては、基本的な入浴料は、大人300円、子ども100円、回数券が3,000円で13枚つづり、65歳以上及び障がい者は、こちらは無料となっております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） また、特に夢の湯ですか、料金が400円で、これは市の関与ですか。15枚つづりで4,000円と格安にはなっているんですね。高齢者向け、年齢は幾らか、その辺のところは、また今後その中で検討していただくと思うんですが、会員券扱いでアゼリア21の長者の湯と同じぐらいにならないのか。乗合タクシーで行く人もいるから、その辺のところを少し料金的に、年齢制限はあっても、アゼリア21と同じぐらいにならないのかという声があったので、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 夢の湯の料金体系ということで御説明申し上げます。若干経緯について御説明させていただいてもよろしいでしょうか。

夢の湯につきましては、当初、阿蘇市内の方は200円、阿蘇市外の方は400円という料金体系で運営しておりましたが、平成20年度以降、やはり利用者が少なくなってきたという部分の一つ、燃料価格が上がったり、施設の老朽化による維持管理費も上がったため、非常にマイナス収支が続いてきたということもありまして、平成26年度に議会の皆様、また地域住民の代表者の方で構成しました夢の湯事業検討委員会というのを立ち上げさせていただいて、その中で料金の設定、運営方法については議論させていただいて、平成28年度

に中学生以上が 400 円、小学生 200 円、小学生未満については無料という形で、当初の市内・市外という部分はなしにして、年齢等で料金体系をつくったという経緯がございます。

ただ、この料金体系での運営期間が熊本地震もありましたし、施設の大規模改修をさせていただいて、まだ1年たっていない状況でございます。今の現状として、併せて新型コロナウイルスの影響におきまして利用者数が非常に減ってきている状況もございますので、この料金体系で経営がどう変わるかという部分をいま一度十分検証させていただいて、今後の御提案の課題については検討させていただければと思っております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） よろしく願いしておきます。

続きまして、高齢者ごみ出し支援対策についてをお尋ねします。令和元年度9月議会で質問しました。執行部では、「環境省が示すと言われておりますガイドライン等も参考にしながら、地域の実情に合った高齢者支援のごみ出しの方法がないかというのを今後探っていきたいと思っています」でした。ごみ出し支援制度がない自治体からは、人手不足、予算の確保といった難しさから行えない自治体もあり、仙台市ではごみ回収を行っている町内会やボランティア団体に対して助成金を出す制度があるが、このような自治体は一握りというのが実情です。日本国内の世帯、約5,000万世帯あり、そのうち65歳以上の高齢者世帯は4分の1を占め、さらにその半分近くが高齢者の単身世帯です。阿蘇市の対応はいかがでしょうか。今後のごみ出し支援についてどのように考えているでしょうか。特に粗大ごみについて、よく市民の方から相談があるものですから、今後の市の対応をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 市民課長。

○市民課長（森永智保君） ただ今の質問にお答え申し上げます。

令和元年9月の定例会にて御質問いただき、課題として市民課で検討を行ってきました。阿蘇市の65歳以上の方、約1万人、阿蘇市の人口の約4割おられます。ごみ出しの支援としましては、高齢者世帯だけではなく、障がいのある方、要介護認定を受けている方のみで構成されている世帯も対象として考える必要があるのではないかと考えております。全国の取組の事例としましては、高齢者や障がいの単身世帯を主な対象として、ごみ出し支援だけではなく、収集の際の声かけ等も行っているという自治体もございます。担当課としましても、引き続き関係機関等の意見や情報を参考にしながら、地域の実情に合った方法を見出すことができればと思っております。

また、家庭から出る粗大ごみ、片付け等で一時的に出る多量ごみは、市で収集を行わないため、住民の方、自らが未来館に持ち込むことになっていましたが、令和元年12月から新たな取組としまして、阿蘇広域行政事務組合から一般廃棄物収集運搬業の許可を得た民間業者2社、こちらは有料にはなりますが、粗大ごみ及び多量ごみの収集運搬を住民の方が依頼できるようになっております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） その辺のところ、高齢者がやはり困った形で相談があるものですから、よろしく願いしておきます。

続きまして、阿蘇市は観光地で、ホテル・旅館・お土産・物産館等、土日の仕事が大変忙しい経営者の中から、土日の保育をやっていただければありがたいと、よく声を聞かれますが、阿蘇市としての今後の対応というか、方針はいかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） ただ今の質問にお答えします。

この件に関しまして、令和2年3月に策定しました阿蘇市子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査によると、休日保育を毎週利用したいという回答につきまして、土曜保育は20%程度ありましたが、日曜祝日等の保育希望は5%程度にとどまったところです。土曜保育は、既に市内で全園実施しておりますが、日曜保育については現在のところ検討しておりません。

ただし、休日保育ではないのですが、ファミリーサポートセンター事業、こちらを展開しております。協力会員が養成講習を受講し、生後6か月から小学6年生までの児童を時間単位で預かるという制度を確立しております。このファミリーサポートセンターの利用理由は様々で、保護者の病気、冠婚葬祭に行かなければいけないとかいう事情、もしくは買い物、外出のために子どもを預かってほしい、会合等への参加や、保護者が仕事のために、これは残業も休日出勤も含めて、急急でやはり預かってほしいとか、こういった部分についても対応できる制度として実際運営をしているところです。現時点で協力会員が47名、依頼会員、こちらは頼むほうですが65名、また両方に登録している方が12名という形です。都市部とは違い、近隣に預ける親戚等がいるとかいう阿蘇市特有の地域性もございまして、利用の延べ人数の実績については、令和元年度が59人、コロナ禍の昨年度は10人となっております。休日も含め、子どもの預け先としての受け皿の整備はできていると考えております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） 経済のことを考えれば、働きの確保は必須です。ぜひまたその辺を考慮していただきたいと思います。

いろいろ細かいことを質問しましたが、これも市民の声としてお聞きいただければ幸いです。

これをもちまして、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 12番議員、森元秀一君の一般質問が終わりました。

以上で、一般質問を終了します。

日程第2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

○議長（湯浅正司君） 日程第2「委員会の閉会中の継続審査（調査）について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、議会広報特別委員長、議会活性化特別委員長から会議規則第111条の規定によりまして、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査（調査）の申出があります。

お諮りいたします。各委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査（調査）をすることに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定をいたしました。

お諮りします。追加議案がありますので、ここで暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、1時55分から再開をいたします。

午後1時44分 休憩

午後1時55分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。ただ今、市長より議案2件が提出されました。この際これを日程に追加いたしまして議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。

それでは、議案第50号並びに議案第51号を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1 提案理由の説明

○議長（湯浅正司君） 追加日程第1、市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） それでは、早速、令和3年第2回阿蘇市議会定例会追加提案理由の説明をさせていただきます。

議案第50号、阿蘇市個人情報保護条例等の一部改正について。本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第51号、令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第4号）について。本件は、畜産クラスター事業訴訟に係る熊本地方裁判所の判決確定に伴う原告への損害賠償金及び新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金等を計上しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ7,706万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を164億2,099万3,000円としました。

以上、議案2件（条例1件、予算1件）を本日、追加して上程いたしますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。追加日程第2、議案第50号「阿蘇市個人情報保護条例等の一部改正について」並びに議案第51号「令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第4号）について」

は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第 50 号並びに議案第 51 号は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

追加日程第 2 議案第 50 号 阿蘇市個人情報保護条例等の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 追加日程第 2、議案第 50 号「阿蘇市個人情報保護条例等の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） お疲れさまです。ただ今追加提案させていただきました議案第 50 号、阿蘇市個人情報保護条例等の一部改正について、御説明を申し上げます。

追加議案書 1 ページをお願い申し上げます。まず、下のほうになります。提案の理由でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴いまして、関係する市の条例、3 つの一部改正を今回行うものでございます。

なお、本件につきましては、この番号利用法が令和 3 年 5 月 19 日に国会を通過、改正されまして、本年 9 月 1 日からの適用となります。そういったことから、今回追加議案として上程をさせていただいております。

それでは、めくっていただきまして、2 ページ以降の新旧対照表にて御説明を申し上げます。

まず、第 1 条になります。阿蘇市個人情報保護条例の一部改正についてとありますけれども、国のほうでデジタル庁が設置をされました。情報提供ネットワークシステムの所管がこれまでの総務省からデジタル庁の設置に伴いまして内閣府に変わりましたことから、第 31 条の 2 に書いてあります「総務大臣」を「内閣総理大臣」に変更する。また、番号利用法第 19 条につきまして、新たに第 4 号の条項追加が行われております。第 4 号の条項追加がなされたために、「第 7 号」及び「第 8 号」をそれぞれ繰り下げる改正となっております。

続きまして、下の第 2 条をお願いします。第 2 条、阿蘇市手数料条例の一部改正について御説明を申し上げます。今回の番号利用法の改正、これにおきまして、個人番号カード、俗に言う「マイナンバーカード」になりますけれども、この発行主体が地方公共団体情報システム機構であることが今回の改正で明確化されました。併せまして、このカード発行事務に関し、この機構において手数料を徴収することができる規定が設けられたこと、併せましてこの徴収事務を市区町村各自治体に委託することができる、そういった改正がなされたことから、手数料条例別表表内にあります個人番号カードの交付及び再交付に関する手数料、「1 件につき 800 円」、この記述を削除するものでございます。今回の改正によりまして、今後、市は機構との委託契約により再交付手数料等を徴収しまして機構に納める、そういったこととなります。

続きまして、3 ページをお願い申し上げます。3 ページ、第 3 条になってきます。阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてであります。本件につきましては、第 1 条と同様、法第 19 条第 4 号というのが新たに追加になりました。この追加に伴いまして、これまでの本文中、「第 10 号」を「第 11 号」に繰り下げる改正となってきております。いずれも、先ほど申し上げましたけれども、令和 3 年 9 月 1 日からの施行となっております。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） マイナンバーカードの手数料ですが、これは機構に委託するということですが、その委託料金というか、1 枚当たり幾らぐらいで契約する予定になっているのでしょうか。500 円になるんですか。

○議長（湯浅正司君） 市民課長。

○市民課長（森永智保君） お尋ねの個人番号カードの手数料についてですが、現行 800 円で、手数料を徴収することには変わりはありません。今までは阿蘇市の条例により徴収しており、施行日の 9 月 1 日から地方公共団体情報システム機構との委託契約に基づき徴収することになるので、800 円という金額に変わりはありません。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 50 号を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第 50 号「阿蘇市個人情報保護条例等の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程第 3 議案第 51 号 令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 4 号）について

○議長（湯浅正司君） 追加日程第 3、議案第 51 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 4 号）について」を議題といたします。

財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） お疲れさまです。ただ今追加で議題としていただきました議案第 51 号、令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 4 号）について、御説明申し上げます。

別冊1の1ページをお願いいたします。第1条になります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,706万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ164億2,099万3,000円と定めております。

今回の補正予算（第4号）につきましては、大きく3点ございまして、歳出予算で御説明させていただきます。

まず、8ページをお願いいたします。8ページの上の段から目で申し上げますと、目1生活困窮者自立支援費になります。上から5行目の19扶助費ですが、こちらは長期化するコロナ禍におきまして、緊急小口資金等の借入金が限度額に達している世帯など、一定の収入、資産等の要件を満たす世帯に対しまして、単身世帯につき月額で6万円、2人世帯に8万円、3人以上の世帯に10万円を給付する生活困窮者自立支援金780万円を計上しております。財源につきましては、事務費も含め、全額を国庫補助金で対応することとしております。なお、本件につきましては、5月28日付けの国からの通知を受けまして、7月から早速申請受付を開始する必要がございますので、追加で予算を計上するものでございます。

続きまして、同じページの一歩下の段になります。こちらは畜産クラスター事業訴訟の判決確定に伴う損害賠償金8,384万6,000円を計上しております。賠償金の内訳としましては、判決に係る損害賠償金が7,233万500円、年5分の遅延損害金が約1,127万6,000円、訴訟費用としまして、印紙代が23万9,000円、合わせまして8,384万6,000円を計上しております。なお、財源につきましては、前年度繰越金を全額充当することとしております。

次に、9ページをお願いいたします。9ページにつきましては、観光課所管の補助事業3種類、増額または減額計上しております。まず、上の2つの事業につきましては、本会議の中でも補足説明させていただいておりますが、今般、観光庁からの補助金の不採択通知がございましたので、全額を減額しております。また、一番下の既存観光拠点再生・高付加価値化推進事業補助金につきましては、逆に観光庁から6月4日付けで補助金の採択を受けておりましたので、今回新たに歳入歳出ともに2,000万円ずつを計上しております。事業内容としましては、阿蘇市内に宿泊することで楽しめるアクティビティ・食・交通機関と連携した旅行商品、滞在プランを催行するものでございます。

説明は以上になります。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

8番議員、谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 8ページのクラスター損害金の予算ですが、結局損害金を税金で払うということになっているようですが、これは問題解決した後に払うべきだと思っております。それで、問題の解決が行政処分審査委員会で諮るということですが、昨日調べたところ、この委員長は副市長になるということで、決定者は市長であり副市長であり経済部長の三者ということですので、副市長が委員長になって諮れるものなのか疑問に思います。どういった委員会を開かれるのか、お尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今の御質問ですけれども、昨日、副市長から御答弁させて

いただいております職員の手続についての瑕疵という部分がございました。その御指摘がございましたので、その部分について行政処分審査委員会というもので、その手続についての職員の処分を審議するものでございます。今回の問題の解決という部分につきましては、国家賠償法に基づくこの賠償金を支払えということでの判決が下っております、この部分を支払うことは当然必要になってくるということで、これを遅延させていきますと、この部分についての仮差押えですとか、そういったところも条項としてついてまいっております。これを遅らせるということではできないと考えているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 私も早期解決を望みます。きちんと処理はしていないといけないと思いますが、やはり凍結決定したことが裁判所のほうで違法であると判決を受けていますので、それに対する何らかの責任を三者が取らないといけないと思います。それに対して明確な形が出ないと、なかなか市民の税金を使う内容なので、賛成しづらいんですけども、そのあたりについて、第三者委員会とか、そういったものを設置する考えとかはないか、お尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） まずもって、行政処分審査委員会につきましては、今回の事案につきまして、職員が事務的に補助金の申請をする段階で補助金の手続のやり方が間違っていた、それに対する行政処分の審査会になってきます。御意見のあった分につきましては、今後また県なり何なり指示を仰いだ上でどうしたほうが一番いいのかというのを行っていきたいと思います。ただ、現在のところ、私どもとしては、当時、市として一番いい判断であった、そういった認識でおりますので、それに基づいて対応したいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 16番議員、藏原博敏君。

○16番（藏原博敏君） いろいろ個別の意見はあると思いますが、この案件につきましては、今定例会の議案審議、そして2日間の一般質問の中で十分審議は尽くされたと受け取っております。この際、予算が提案されましたので、採決に移っていただきたいと思います。同じことを何回言っても個別の話になりますので、私は採決に移っていただきたい。

それから、自らの処分に関しましては、審査会のほうで十分検討して処分のあれを決めていただきたいと思っております。この案件とは別に審査会のほうで審議をしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 藏原議員の認識は違うと思うんですが、審査会は職員を処分するのが審査会で、私が言っているのは三者の方々の道義的責任とか、そういったのをどう考えておられるのかというのを言っている内容でございます。それで、三者が決めたことに対して、職員が裁判の中で何かミスをしていたということが指摘されたとしても、三者はそれに対してはそこは問題ないと、今まで一般質問の中で答弁をしておられました。三者が責任を取ら

ずに、指摘されたミスの方の職員を処分するというのはおかしいと思います。まず、三者の責任を明らかにするのが先だと、そのように思います。それで、市長にお尋ねします。どういうふうにこの形で税金を使うことになったことに対してどう思っておられるのか、簡単でいいですので、お答えをお願いします。

○議長（湯浅正司君） 18番議員、田中則次君。

○18番（田中則次君） これは予算に対する審議でございますので、討論の中で、以下以下だから反対ですとか、そういう討論を経た上で採決をしていただければそれで結構じゃなかりょうかと思えます。討論でこういう事情で反対ですとか、こういう事情で賛成しますとかいう討論の場があるわけだから、予算審議に移った以上は予算審議をすればいいと思えます。

○議長（湯浅正司君） 今、18番議員、田中議員からありましたように、これは一般会計補正予算の予算でありますので、討論の中で聞いていただきたいと思えます。

はい、17番議員、古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） そんなに考えることはないんじゃないですか。今、市長も手を挙げて、「いいですか」と言ったから、市長の意見を聞くだけの話で、そんな問題はないでしょう。関連した話だから、いかがですか、市長。それは市長が考えることであって、ほかの者が言う必要はない。

○議長（湯浅正司君） 今、関連の質問ということで、市長、いいですか。

はい、市長。

○市長（佐藤義興君） お答えを申し上げます。

この問題につきましては、以前からずっと議員の皆さん方にも報告をしまし、全員協議会においてもいろんなことをきちんと報告をさせていただきました。それと同時に、今回の一般質問等でもいろんな質問がありまして、それについてはお答えをさせていただきました。

しかしながら、やっぱり大切な税金ということでもありますので、ここについてははっきりと国家賠償法ですか、それに基づいてということで、行政の範囲内においてちゃんと行政が支払うべきであるということが実際書いてありますから、これをそのまま放置しておきますと年に5分という金利があります。長引けば長引くほど大切な予算というものをそのまま無駄に流してしまうということがありますし、法律上決定をしたことでもありますので、これは速やかに決議をしていただいて、そして払うべきものであると思っております。

ただ、道徳的価値の問題ということがありましたけれども、昨日も副市長がその中で話をされたことがあります。これは行政としての取組でもあるし、その処分委員会というのを今、総務部長が申し上げたとおりでありますけれども、じゃあ、そこにおいて、今度は、道義的責任はどうかということについては、処分委員会で出たことにつきましてどう判断をするかということで、ここでまさか減額をしますとか、あるいはそういうことであると、これは公選法に引っかかるという政治倫理の問題にもなってきますので、そこは御理解をいただきたいと思えます。

よって、この予算についてはそういうこともあって提案をさせていただいたということで

ありますし、当然一番最初に申し上げさせていただきました。大変心が痛くということ、苦しんでおりますということをお願いしておりますので、そこをまた理解をしていただけるとありがたいと思っております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

8番議員、谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 反対の立場で討論いたします。

苦しい立場であろうと思いますが、私ども一部の議員、私は議員として税金を使うということで、やっぱりどうかと、もうちょっと時間がほしかったと、延ばして、いろいろ多少解決のめどがついてから出してほしかったと、そのように思います。文章で読みますけれど、クラスター補助金差止めを決定した市長、副市長、経済部長は、違法という判決に対し責任を持つべきであるが、どのように処分をするか、いまだに分かっていない状況で、自らの責任についてはまだ確定しておりません。それで、市民に対する真摯な反省として、どういう処分が下されるか、それが決定して、それからでない予算は通すべきでないと思っておりますので、反対いたします。

○議長（湯浅正司君） 他に討論ありませんか。

2番議員、佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） 2番議員、佐藤菊男です。賛成の立場から討論を行いたいと思いません。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金が計上されており、コロナ禍における生活困窮者の支援を行うための大変重要な補正予算でもあります。

また、畜産クラスター事業補助金の訴訟判決における損害賠償金の支払いについては、判決の確定により、被告の阿蘇市が訴訟の原告に当然支払わなければならない法的拘束力のある債務であります。これまでの経緯や市の判断につきましては、市長からもありましたように、全員協議会の中でも適切に説明がされておりますが、その中で議員からは補助金凍結等に関連する意見も特になく、市議会としても市の対応を追認してきたところであります。

さらに、地方自治法第1条の2第1項に「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」とあるように、住民の安心・安全な生活を守るという多くの市民の方々の社会的要請に沿って行動した阿蘇市の行為は是認されるべきものでありましたが、地域住民の意思を完全に無視した熊本地裁の判断は、ある意味で不当な判決とも言えるものであり、私個人としてもとても残念な判決でありました。

地方自治の活性化や地方分権が進められる中で、多くの住民から阿蘇市に要求されたことは何かという目的に基づいて、常識に従った行動が求められたことによる、市のトップであ

りリーダーでもある佐藤市長の判断は、常に自分は市民のために行動している、つまり常に市民とともにという市長としての矜持を強く保ってきたということがその根底にあることが今回の件でさらに強く証明されたものと思いますが、今回の訴訟結果を教訓に今後の市政の推進に当たっては、その必要性や財源のみならず、法的なリスクについても十分なる検討と協議のもとに判断を行っていく必要があることを、市長はもとより、全職員で再確認を行っていただき、住民の福祉のため、健全な阿蘇市の行政をさらに推し進めていただきたいという立場から本議案に賛成をいたします。

○議長（湯浅正司君） 他の案件につき、討論をお願いします。

はい、18番議員、田中則次君。

○18番（田中則次君） この予算に対する反対・賛成の意見ですから、意見は意見として、個人の意見をお互い尊重しながら採決してもらいたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 反対の討論はできますけれど、他の案件につきです。他の案件ですよ。いいですか。

はい、8番議員、谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） コロナの件が出ていますが、これは急ぐべきであると思います。ただ、反対して議案が通らなかったとしても、これは地方自治法第179条に議会を通らなかったときの専決という事項がありますので、反対だったとしてもコロナ関係の予算は専決でやれますので、問題ありません。それで、反対して大丈夫だと思います。

○議長（湯浅正司君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第51号を採決いたします。

反対討論がありましたので、議案第51号は起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（湯浅正司君） 座ってください。

起立多数です。したがって、議案第51号は、原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りいたします。今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定によりまして、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、令和3年第2回阿蘇市議会定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

着座のままで御挨拶申し上げます。令和3年第2回阿蘇市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

今期定例会は、6月4日開会以来、本日まで15日間にわたり、提案されました本年度補正予算をはじめ、諸議案について終始極めて熱心に審議をいただき、本日ここに全議案を議了

いたしまして、無事閉会の運びとなりましたことを議長として厚くお礼申し上げます。

執行部各位におかれましては、今期定例会において成立いたしました諸議案の執行に当たり、各常任委員会報告をはじめ、会期中の各議員の意見を十分尊重していただき、市政各般における向上を期し、さらに一層の熱意と努力を払われるよう希望するものであります。

また、新型コロナウイルス感染症については、市民生活や経済に大きな打撃を与えています。市民の皆さんや事業者に寄り添った支援に御尽力いただくとともに、元の生活に戻るよう、一日も早い収束を願うものであります。

終わりにりましたが、終始議会運営に御協力をいただきました議員並びに執行部各位の御協力に対し、お礼を申し上げます、閉会の挨拶といたします。

どうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。

以上をもちまして、閉会いたします。

お疲れでした。

午後 2 時 29 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記署名する。

令和 3 年 月 日

阿蘇市議会議長

阿蘇市議会議員

阿蘇市議会議員